

**平成 1 6 年各会計定例監査  
(平成 1 5 年度執行分)報告書**

**東 京 都 監 査 委 員**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、  
平成16年各会計定例監査（平成15年度執行分）の結果に関する報告を  
次のとおり提出する。

平成16年9月17日

東京都監査委員	星野篤功
同	田中良
同	三栖賢治
同	筆谷勇

# 目 次

第1	監 査 の 概 要	.....	1
第2	監 査 の 結 果 (各局別)	.....	1 1
	総 務 局	.....	1 1
	財 務 局	.....	1 3
	主 税 局	.....	1 4
	生 活 文 化 局	.....	2 0
	都市整備局(旧都市計画局)	.....	2 5
	都市整備局(旧住宅局)	.....	2 7
	環 境 局	.....	3 0
	福祉保健局(旧福祉局)	.....	3 1
	福祉保健局(旧健康局)	.....	3 6
	病 院 経 営 本 部	.....	3 9
	産 業 労 働 局	.....	4 6
	建 設 局	.....	5 0
	港 湾 局	.....	5 2
	交 通 局	.....	5 5
	水 道 局	.....	6 0
	下 水 道 局	.....	6 6
	教 育 庁	.....	7 3
	<別表> 監 査 実 施 箇 所 一 覧	.....	7 5

## 第1 監査の概要

### 1 監査の目的

定例監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき毎年行う監査であり、都の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に則って適正に処理されているかを主眼に実施している。

### 2 監査期間

平成16年1月19日（月）から同年9月8日（水）まで

### 3 監査対象局

監査対象局は、知事部局、公営企業局、行政委員会事務局等の全27局であり、監査実施状況は表1のとおりである。

（表1）監査実施状況

区 分	監査対象箇所数	監査実施箇所数	実 施 率
本 庁	135部	135部	100%
事 業 所	812所	370所	45%
計	947	505	53%

なお、実地監査を行った本庁及び事業所は、別表「監査実施箇所一覧」（p.75）のとおりである。

### 4 監査の観点

監査の実施に当たっては、適正性の観点はもとより、経済性・効率性の観点及び有効性の観点からも検証・評価を行った。

- ・適正性の観点 … 法令等に則って適正に処理されているか
- ・経済性・効率性の観点 … 投下した経費に見合う効果を挙げているか
- ・有効性の観点 … 当初の目標としていた成果を挙げているか

### 5 重点監査事項

今回の監査においては、厳しい都財政の状況を踏まえて、「収入未済金（未収金）」を重点監査事項として設定し、滞納となっている債権の回収が適切に行われているかなどについて検証した。

## 6 監査結果の概要

### (1) 総括

平成15年度の都の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、法令等に則って概ね適正・適切に処理されているものと認められる。

しかし、事務処理の一部に適切を欠くものが認められたので、表2のとおり、15局に対し、合計59件の指摘及び意見・要望を行い、是正・改善及び検討を求めた。詳細は「第2 監査の結果(各局別)」のとおりである。

なお、表3に掲げる局については、特に指摘する事項等はなかった。

(表2) 局別指摘事項等一覧

(単位：件)

	指 摘 事 項				意見・要望事項	掲 載 ページ
	歳 入 (収入)	歳 出 (支出)	その他	計		
総務局	0	2	0	2	0	11
財務局	0	1	0	1	0	13
主税局	3	2	0	5	0	14
生活文化局	2 (1)	2	0	4 (1)	1 (1)	20
都市整備局 (旧都市計画局)	0	1	0	1	0	25
都市整備局 (旧住宅局)	2 (2)	1	0	3 (2)	0	27
環境局	0	1	0	1	0	30
福祉保健局 (旧福祉局)	2	3	1	6	0	31
福祉保健局 (旧健康局)	0	3	0	3	0	36
病院経営本部	4 (3)	2	0	6 (3)	0	39
産業労働局	3 (2)	2	0	5 (2)	0	46
建設局	2 (1)	0	0	2 (1)	0	50
港湾局	2 (1)	1	0	3 (1)	0	52
交通局	2	2	0	4	0	55
水道局	1 (1)	1	1	3 (1)	2	60
下水道局	3 (2)	2	0	5 (2)	1	66
教育庁	0	1	0	1	0	73
合計	26 (13)	27	2	55 (13)	4 (1)	

(注) 1 指摘事項 ... 是正・改善を求めるもの

意見・要望事項 ... 改善について検討を求めるもの

2 ( ) 書きは、重点監査事項に係るものであり、内数である。(表8参照)

(表3) 指摘及び意見・要望事項のない局

知事本局、大学管理本部、中央卸売市場、出納長室、東京消防庁、警視庁、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、地方労働委員会事務局、収用委員会事務局、議会局

(2) 観点別の主な指摘、意見・要望事項

適正性の観点

事業所税の課税を適正に行うべきもの [ 指摘事項 ] ( p . 1 5 )

中央都税事務所では、地方税法に基づく課税標準の特例控除について、控除対象期間を把握していなかったことなどにより、その適用を誤り、結果として事業所税403万5,000円が課税不足となっている。(主税局)

収入未済金について適正な手続を行うとともに収入確保に努めるべきもの  
[ 指摘事項 ] ( p . 5 0 )

都内において国が管理する河川の敷地については、河川法の規定により、国土交通大臣が占用許可を行うこととされ、都は、国土交通大臣が許可した占用に係る河川敷地占用料を徴収している。

しかしながら、平成16年3月31日時点で、納期限を経過しているにもかかわらず納付されていない占用料の収入未済金が、126件、3,832万4,501円あり、大部分は、督促状が発行されていなかった。また、占用料が複数年にわたり未済になっているにもかかわらず、国が占用許可を更新している事例が多数見られた。

河川部は、納期限を経過している未済金については、督促をするなど適正な手続を行う一方、国へ情報提供するなど連携を図りつつ、占用料の収入確保に努められたい。(建設局)

行政財産の使用許可に伴う使用料の算定等を適切に行い、収入の確保を図るべきもの [ 指摘事項 ] ( p . 6 7 )

経理部が行っている行政財産の使用許可に伴う使用料の算定等について見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。(下水道局)

(ア) 日本ビル庁舎の一部を事務室等として使用許可するに当たり、使用料単価

- の適用を誤った結果、使用料584万7,756円が徴収不足となっている。
- (イ) 新河岸東処理場(右岸)用地の一部を駐車場用地として使用許可するに当たり、駐車場の区画として使用されている範囲から、通路部分等を除外しているが、当該通路部分は、駐車場として使用するために不可欠の部分であり、金網で囲われて駐車場として一体のものとして使用されていることから、使用許可の対象範囲に含めるべきものであり、使用料453万9,264円が徴収不足となっている。
- (ウ) 新河岸処理場用地の一部を駐車場用地として使用許可するに当たり、処理場を評価対象区画として算定した使用料単価によって使用料を算出しているが、当該用地は、処理場とは2車線の区道を挟んだ別個の区画の土地であることから、使用許可されている用地を評価対象区画として使用料単価を算定すると、使用料39万8,328円が増加する。

#### 経済性・効率性の観点

##### 設備管理業務に係る委託契約を適正に行うべきもの[指摘事項](p.44)

豊島病院では、電気、空調、給排水などの設備の日常・定期点検、保守等を行う設備管理業務委託契約を締結しているが、この契約のうち、コージェネレーション定期点検については、稼働時間が1,000時間毎のA点検、2,000時間毎のB点検、4,000時間毎のC点検を実施することになっている。

ところで、同院では、この契約とは別に、熱電併給設備(=コージェネレーション)点検整備委託契約を同一業者と締結している。この委託内容は、16,000時間点検であり、発電機用エンジンの部品交換を含むオーバーホール点検であるため、これに伴い、上記の定期点検は、6月にA点検、11月にC点検、3月にB点検を実施することとした。

しかしながら、コージェネレーション定期点検のうち、11月に実施したC点検の点検項目の中には、その後すぐに実施したオーバーホール点検の項目と重複する項目が認められ、重複する点検項目にかかる経費376万4,250円が不経済支出となっている。オーバーホール点検後、1,186時間経過したところで、B点検を行っているが、通常ならこの時点ではA点検を行えばよいため、過剰点検項目にかかる経費206万8,710円が不経済支出となっている。

(病院経営本部)

講習に係る授業料の受益者負担を適正なものとするべきもの

[ 指摘事項 ]( p . 4 7 )

都立品川技術専門校ほか14校の都立技術専門校・分校で実施している能力向上訓練において徴収している授業料の上限額は、コース毎の一時限当たり平均原価に24時限を乗じ算出したものとなっているが、平成15年度実施の723講座のうち34講座については、実施時限数が24時限を超え、28時限から36時限で実施されていた。

授業料の上限額を講習一時限当たり平均原価の24時限分としているのは、局が策定した訓練ユニットシステム方式によるものであるが、これ自体は、訓練実施の展開方法を示したものに過ぎず、また、24時限以内で実施されている各コースの講習の授業料は、一時間当たりの平均単価に所定時限数を乗じて算出されていることから、部は、能力向上訓練の講習について、実施時限数に見合った授業料を設定し、受益者負担を適正なものとなされたい。(産業労働局)

#### 有効性の観点

育英資金返還金の滞納額の減少及び発生を抑止に努めるべきもの

[ 意見・要望事項 ]( p . 2 3 )

私学部では、昭和29年度より育英資金貸付事業を行っているが、返還金の滞納額は、平成15年度末では依然として7億円を超える状況となっている。

滞納金については、借受者が奨学金の返還を遅滞した場合に正当の理由がないと認められるときは、違約金を徴収する旨が定められているが、違約金の取扱いを見ると、借受者が弁済能力の限りに返還しているとみなし、これまで違約金の徴収は行っていないことが認められた。なお、返還が遅滞した場合における正当な理由の有無を認定するための基準については、明確化されていない。

育英資金の返還金は、貸付事業を継続していく上で、実質的に新たな奨学金貸付の原資であると位置づけられるものであり、借受者間における公平性を確保するとともに返還意識を一層高め、滞納発生を抑止を図る必要がある。

部は、育英資金返還金の滞納額の減少に向け、より一層努力するとともに、滞納の発生を抑止するため違約金徴収のしくみについて見直しを検討されたい。

(生活文化局)



災害対策住宅における管理職員用住宅の運用方法について検討すべきもの

[ 意見・要望事項 ]( p . 6 5 )

総務部は、夜間・休日等に発生する災害等の初動期における災害対策要員を確保するために、上高田災害対策住宅（12戸）を設置しているが、そのうち6戸の運用は、指定管理職員6名が2名3班体制により一週間交替で待機することとされているため、4戸は空室となっており、有効に利用されていない。（水道局）

（3）重点監査事項

都の収入未済額は、一般会計について見ると、表4のとおり、平成14年度決算で約1,714億円、平成15年度決算で約1,535億円であり、平成7年度（約4,085億円）以降は減少しているが、いまだ多額なものとなっている。

監査委員は、厳しい都財政の状況を踏まえ、併せて負担の公平性の観点からも、平成13年度以降毎年、決算審査において、収入未済額の縮減に向けた努力を求めてきた。都においても、昨年10月に発表された「第二次財政再建推進プラン」において、財政再建の具体的方策のひとつとして、歳入確保を挙げている。

そこで、今回の監査では、一般会計に加え、出納長所属の各特別会計及び公営企業各会計も含め、全庁的に、「収入未済金（未収金）」を重点監査事項として設定し、滞納となっている債権の回収が適切に行われているかなどについて検証した。

（表4）一般会計における収入未済額の推移

（単位：億円）

年 度	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15
収入未済額	2,575	2,281	1,976	1,714	1,535

ア 収入未済の状況

平成15年度末における東京都の収入未済の状況を会計別に見ると、表5及び表6のとおりであり、局別に見ると、表7のとおりである。

収入未済の多くは、都税及びこれに係る加算金に関するもの（1,429億4,882万余円）であるが、これ以外にも、各種の使用料や貸付金などに長期間にわたって未済となっているものが認められた。

(表5) 会計別収入未済状況(出納長所属各会計)

会 計	収入未済額(百万円)
一般会計	153,530
小笠原諸島生活再建資金会計	85
母子福祉貸付資金会計	2,315
心身障害者扶養年金会計	21
中小企業設備導入等資金会計	1,071
農業改良資金助成会計	7
林業改善資金助成会計	12
都営住宅等事業会計	4,279
都営住宅等保証金会計	1
新住宅市街地開発事業会計	37
市街地再開発事業会計	755
合 計	162,117

(表6) 会計別営業未収状況(公営企業各会計)

会 計	未 収 額(百万円)
病院会計	4,798
中央卸売市場会計	12
臨海地域開発事業会計	67
港湾事業会計	4
交通事業会計	72
高速電車事業会計	20
水道事業会計	3,544
工業用水道事業会計	13
下水道事業会計	2,750
合 計	11,285

(注) 未収額欄の数値は、平成15年度末において営業未収金(病院会計については、医業未収金)として計上されたもののうち、平成16年5月31日現在未収入のものを掲出しており、一部納期限未到来のものを含む。(監査事務局調べ)

(表7) 局別収入未済(未収)状況

局名	収入未済(未収)額(百万円)
知事本局	2
総務局	134
大学管理本部	0
財務局	31
主税局	142,948
生活文化局	804
都市整備局(旧都市計画局)	0
都市整備局(旧住宅局)	4,535
都市整備局(旧建設局)	37
環境局	297
福祉保健局(旧福祉局)	5,126
福祉保健局(旧健康局)	567
病院経営本部	4,798
産業労働局	3,639
中央卸売市場	12
建設局	3,683
港湾局	133
交通局	92
水道局	3,558
下水道局	2,750
教育庁	108
警視庁	138
合計	173,402

(注)大学管理本部及び都市整備局(旧都市計画局所管分)については、金額が100万円に満たないため、「0」と表示としている。

イ 着眼点

重点監査事項については、次のとおり、着眼点を定めて監査を実施した。

【調定事務について】

収入未済額の計上は適正か

【滞納整理事務について】

未納者の状況を把握し、記録しているか

未納者に対する督促、催告及び時効中断手続は適正・適切に行われているか

延滞金（違約金）の徴収は適正に行われているか

不納欠損処分は適正・適切に行われているか

【組織体制等について】

歳入確保に向けた組織体制は整っているか

受益者負担の公平及び徴収コストに配慮した取組となっているか

ウ 重点監査事項の結果

監査の結果、事務処理の一部に適切を欠くものが認められたので、表8のとおり、合計14件の指摘及び意見・要望を付した。

（表8）重点監査事項結果

項 目	局 名	区 分	件数	掲 載 ページ
未収金額の計上に関するもの	病院経営本部	指 摘	1	39
未納者の状況把握に関するもの	都市整備局(旧住宅局)	指 摘	1	27
未納者に対する督促、催告等の 手続に関するもの	生活文化局	指 摘	1	20
	病院経営本部	指 摘	1	39
	産業労働局	指 摘	2	46、47
	建設局	指 摘	1	50
	水道局	指 摘	1	60
	下水道局	指 摘	1	66
延滞金（違約金）の徴収に関するもの	都市整備局(旧住宅局)	指 摘	1	28
	生活文化局	意見・要望	1	23
その他	病院経営本部	指 摘	1	40
	港湾局	指 摘	1	53
	下水道局	指 摘	1	66

指摘等の内容としては、台帳の整備が不十分なため、未納者の状況把握が適切でなかったもの、長期間にわたり未納者と交渉を行っていないなど、督促、催告等が適正・適切に行われていなかったもの、滞納発生を抑止するため違約金徴収のしくみに見直しが必要なものなど、滞納債権の取扱いについて、適正・適切でない事例や、検討が必要な事例が見受けられた。

一方、一部の局においては、債権管理のマニュアルの作成や、回収のための専任職員の配置などを行っているほか、債権の一部について専門会社に回収を委託する試みも行ってきている。

こうした取組などにより、収入未済額は全体としては減少の傾向にあるが、額そのものは依然として多額となっており、一層の取組の強化が求められる。

都では、平成16年8月に、東京都債権回収連絡推進会議を設置し、主税局と各局とが連携して、債権回収を強化する取組を始めたところである。これは、主税局が、特別回収班を設置し、各局の高額・困難な滞納事案の直接回収に当たるほか、各局に対して滞納金回収のノウハウの提供などを行うものである。

今後とも、歳入の確保や負担の公平を図るために、各局においては、この新たなしくみを活用するとともに、債権の適正な管理と積極的な回収に努め、収入未済額を縮減すべきである。

## 第2 監査の結果（各局別）

### 総 務 局

#### 1 実地監査期間

平成16年4月14日から同月28日まで

（ただし、小笠原支庁は、平成16年6月7日から同月9日まで）

#### 2 指 摘 事 項

（歳 出）

##### （1）契約に基づき賃借料の支払いを適正に行うべきもの

総務局は、都庁第一本庁舎一階総合案内センターに、来庁者向けの情報提供を行う掲示板装置を賃貸借契約締結（契約期間：平成15.4.1～平成16.3.31、契約金額：217万980円）により設置している。

この掲示板装置借用に係る賃貸借契約書によると、契約の履行に関して契約期間中に発生した損害については、契約の相手方がその費用を負担すること、また、物件の使用が1月に満たなくなるときは、当該月の日数に応じた日割り計算によると規定している。

ところで、この掲示板装置については、電源ユニットに不具合が生じ、運用予定日数のうち、平成15年9月26日から同年10月15日までの実13日間において運用できなかったことが確認された。

しかしながら、部は、9月及び10月分の賃借料の支払いにおいて、使用できなかった日数分の賃借料（13日分の賃借料：11万4,715円）を減額することなく、月額分の全額を表1のとおり支払っている。

部は、契約に基づき、賃借料の支払いを適正に行われたい。

（ 総 務 部 ）

（表1）掲示板装置の支払額内訳

（単位：円）

契約金額（支払額） 246日間（A）	必要支払額 233日間（B）	支払不用額 13日間（C = A - B）
2,170,980	2,056,265	114,715

( 歳 出 )

( 2 ) 契約事務を適切に行うべきもの

小笠原諸島<sup>おがしま</sup>聳島列島及び西之島において、移入されたノヤギが高密度で生育し、その採食により植生の破壊と土壌の浸食が進行し、結果として陸上及び海中の生物相の退行が生じている。

このため、小笠原支庁は平成 6 年度より毎年「植生回復調査」を継続して実施している。

ところで、平成 1 5 年度の「小笠原国立公園植生回復調査委託」契約（契約金額：1, 1 7 0 万 9, 6 0 0 円、契約日：平成 1 5 . 6 . 1 9、履行期限：平成 1 6 . 3 . 3 1）では、学識経験者による検討会の開催を年 2 回、 地元に対する植生回復事業報告会の開催を年度末までに実施することとしている。

しかしながら、当該委託の施行状況について見たところ、

学識経験者による第 2 回目の検討会の開催を平成 1 6 年 4 月 2 1 日に実施している、

地元に対する植生回復事業報告会の開催を平成 1 6 年 5 月 8 日に実施している、

など年度内に終了していない事実が認められた。

支庁は、委託契約事務を適切に行われたい。

( 小笠原支庁 )

## 財 務 局

### 1 実地監査期間

平成16年4月14日から同月27日まで

### 2 指 摘 事 項

( 歳 出 )

#### ( 1 ) 物品の購入契約を適切に行うべきもの

物品の購入契約を随意契約によって行う場合には、競争性の確保の観点から2人以上の者からの見積書を徴収しなければならない。(東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号)第34条)

ただし、契約事務の簡素効率化を図るため、予定価格が30万円未満の契約については、単数の見積書を徴するのみで差し支えないものとされている。(「知事が指定する契約」の指定及び単数見積りの取扱いについて(平成13年3月30日付12財経総第2077号財務局長通知))

ところで、建築保全部の保護具2件の購入契約について見たところ、表1のとおり、それぞれの予定価格が30万円未満であるとして、単数の見積書を徴し、契約していることが認められた。

しかしながら、両契約は、契約日・納入期限が同一日で、かつ、購入物品も保護具と同種のものであり、1件の契約で行えば予定価格が30万円以上となり、2人以上の者からの見積書を徴収する随意契約となり、競争性の確保が図られるものである。

部は、物品の購入契約を適切に行われたい。

( 建築保全部 )

(表1) 契約状況

(単位:円)

件 名	予定価格	契約金額	契約日	納入期限
保護具(靴・手袋)の購入	240,975	226,275	平成15.9.12	平成15.9.30
保護具(保護帽)の購入	103,320	91,035	平成15.9.12	平成15.9.30



# 主 税 局

## 1 実地監査期間

平成16年5月18日から同年6月25日まで

## 2 指摘事項

(都 税)

### (1) 小規模住宅用地に対する特例措置等の適用を適正に行うべきもの

専ら人の居住の用に供する家屋の敷地(以下「一般住宅用地」という。)に対して課する固定資産税の課税標準は、当該土地に係る通常の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とし(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第349条の3の2第1項)このうち、住宅の数1戸当たり200㎡以下の土地(以下「小規模住宅用地」という。)については、当該土地に係る通常の固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とすることとされている(同条第2項第1号及び第2号)。

また、一般住宅用地に対して課する都市計画税については、課税標準を価格の3分の2の額とすることとされており(第702条の3第1項)一方、小規模住宅用地に対しては、課税標準を価格の3分の1の額とする(同条第2項)とともに、税額を2分の1に軽減することとされている(東京都都税条例(昭和25年東京都条例第56号)附則第20条)。

ところで、次のとおり、小規模住宅用地に対する特例措置等の適用に誤りのあるものが見受けられた。

ア 渋谷都税事務所は、渋谷区代々木五丁目に所在する2筆の土地(所有者:A、面積:214.70㎡)について、小規模住宅用地に対する特例措置等を適用している。

しかしながら、当該土地に所在した住宅が平成14年9月28日に取り壊されて、住宅の敷地の用に供されていないことから、小規模住宅用地に対する特例措置等を適用すべきでない。

この結果、表1のとおり、平成15年度の固定資産税・都市計画税56万9,047円が課税不足となっている。

(表1) 不足税額試算表

(単位:円)

所在地	年度	正税額	既税額	差額
渋谷区代々木五丁目	15	748,080	179,033	569,047

イ 葛飾都税事務所は、葛飾区亀有五丁目に所在する2筆の土地(所有者:B、面積:96.91㎡)について、小規模住宅用地に対する特例措置等を適用している。

しかしながら、当該土地に所在した住宅は平成14年10月26日に取り壊され、住宅の敷地の用に供されていないことから、小規模住宅用地に対する特例措置等を適用すべきでない。

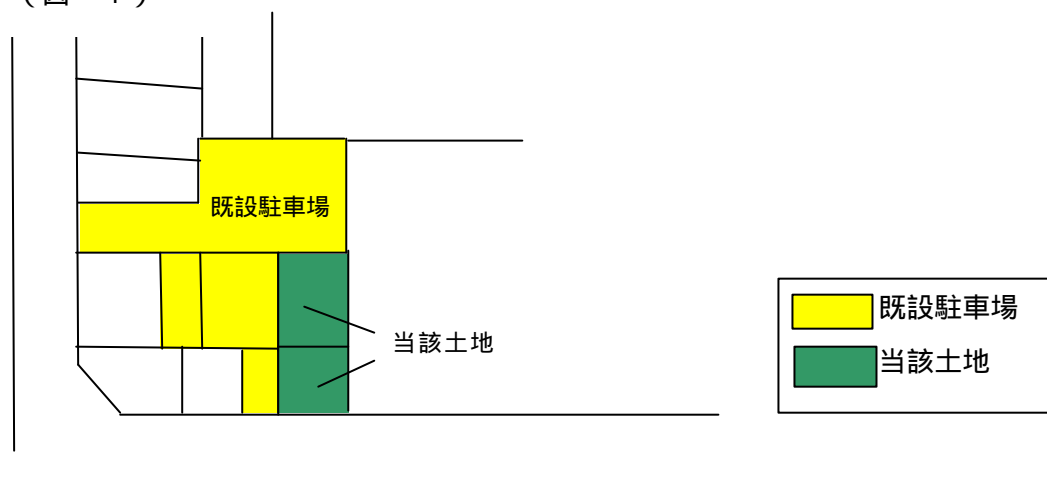
また、当該土地が、図1のとおり、隣接する既設駐車場4筆の土地と一体として駐車場に使用されている。これら6筆の土地は、同一画地として評価することになり、新たな評価の結果、表2のとおり、6筆の土地に係る平成15年度の固定資産税・都市計画税20万343円が課税不足となっている。

所は、小規模住宅用地に対する特例措置等の適用を適正に行われたい。

( 渋谷都税事務所 )

( 葛飾都税事務所 )

( 図 1 )



( 表 2 ) 不足税額試算表

( 単位 : 円 )

所在地	年度	正税額	既税額	差額
葛飾区亀有五丁目	15	986,080	785,737	200,343

( 都 税 )

( 2 ) 事業所税の課税を適正に行うべきもの

中央都税事務所は、Cにおける平成14年4月1日から平成15年3月31日(平成15年3月期)までの事業年度に係る事業所税の修正申告書を平成15年6月30日に受理している。

当該修正申告書の提出は、Cが事業所等として使用するXビル及びYビルについて法に基づく課税標準の特例控除(民間事業者の能力の活用による特定施設:資産割)の割合を2分の1で算出していたが、法が一部改正され3分の1に変更になったことから、控除床面積を過剰に控除していたとして、課税標準となる床面積が増えたことによる不足税額の修正申告をしたも

のである。

しかしながら、当該特例控除は、法によると事業所等が新設された日から5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までに限られ、平成8年に新設されたXビル及びYビルは、平成9年3月期から控除が始まり、平成13年3月期までで終了となっており、そもそも控除自体ができないものとなっている。

この結果、表3のとおり、平成15年3月期については、3分の1で控除床面積を算出しているため、事業所税161万4,000円が課税不足となっている。平成14年3月期については、と同様に控除自体ができないにもかかわらず、2分の1で控除床面積を算出しているため、事業所税242万1,000円が課税不足となっている。

これは、所が控除対象期間を把握していなかったことなど法における課税標準の特例控除(民間事業者の能力の活用による特定施設：資産割)の内容を十分確認していなかったことが原因である。

所は、事業所税の課税を適正に行われたい。

( 中央都税事務所 )

(表3) Cの事業所税課税状況

(単位：円)

期 別	正税額 a	既税額 b	課税不足 ( a - b )
平成14年3月期 (平成13.4.1～平成14.3.31)	24,384,700	21,963,700	2,421,000
平成15年3月期 (平成14.4.1～平成15.3.31)	24,384,700	22,770,700	1,614,000
合計金額			4,035,000

( 都 税 )

(3) 無道路地補正の適用を適正に行うべきもの

土地に係る固定資産税・都市計画税の課税に当たっては、東京都固定資産(土地)評価事務取扱要領等に基づき、路線価を基礎として、画地ごとに形状等に応じた補正(画地補正率)を行って評価額を算定することとしている。画地補正のうち、道路に沿接していない土地については、無道路地補正として40%減価することとしている。

ところで、表4の土地評価について見たところ、品川区東大井三丁目に所在する土地3筆(及び )について、それぞれ路線価を付設してある道路に沿接している土地であるにもかかわらず、無道路地として評価していることは適正でない。また、墨田区東向島四丁目に所在する土地4筆( )について、建築基準法(昭和25年法律201号)第42条第1項第5号に基

づき位置の指定を受けた道路に沿接しており、この道路に路線価を付設して評価すべきところ、無道路地と評価していることは適正でない。

各所は、無道路地補正の適用を適正に行うべきである。

( 墨田都税事務所 )

( 品川都税事務所 )

( 表 4 ) 無道路地補正の適用が適正でない事例

番号	土地の所在	無道路地補正等 を行っている 筆数、面積	路線価及び画地補正率							
			誤			正				
			路線価(円)	画地補正率		路線価(円)	画地補正率			
	品川区東 大井三丁 目	1筆、 611.76㎡	305,000	無道路地補正	0.60	305,000	間口狭小補正	0.94		
				通路開設補正	0.90		奥行長大補正	0.92		
				補正率計			0.54	補正率計		0.86
	品川区東 大井三丁 目	2筆、 209.46㎡	268,000	無道路地補正	0.60	268,000	間口狭小補正	0.70		
				通路開設補正	0.90		奥行長大補正	0.90		
				奥行価格補正	0.97					
				補正率計			0.52	補正率計		0.63
	墨田区東 向島四丁 目	4筆、 212.41㎡	210,000 ~ 214,000	無道路地補正	0.60	新規付設	間口狭小補正	0.70 ~0.94		
				通路開設補正	0.80 ~0.90		奥行価格補正	0.92 ~0.97		
							奥行長大補正	1~0.94		
				補正率計			0.48 ~0.54	補正率計		0.61 ~0.91

( 注 ) 建築基準法第42条第1項第5号に基づき位置の指定を受けた道路とは、建物を建てるために一定の基準で造られた道で、区からその位置の指定を受けたもの。

( 注 ) 補正率計は、それぞれの補正率を乗じて算出したもの。

( 歳 出 )

( 4 ) 指名競争入札の事務処理を適正に行うべきもの

物品買入れ等にかかわる指名競争入札参加者の指名に当たっては、東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号)により、東京都物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準(平

成7年12月20日付7財経総第1050号財務局長通知。以下「基準」という。)により行うこととされ、基準によれば、業者を指名するにあたり、5者以上を指名することとされている。

ところで、自動車二税申告用OCR(光学式文字読み取り装置)システム機器の借入れ契約(契約期間：平成15.12.1～平成16.3.31、契約金額：1,952万8,740円、契約の相手方：D)において、総務部が行った指名競争入札に係る事務処理を見たところ、9者のリース業者に対し契約内容について仕様を示し、各者が納入を予定するOCR機器について事前に読み取り精度等の性能テストを行った上でそれを審査し、合格機種の納入予定をした3者間による指名競争入札を行っており、一連の手続は表5及び6のとおりであることが確認された。

しかしながら、この指名競争入札において基準に定められた5者以上を指名していないことは適正でない。

部は、指名競争入札の事務処理を適正に行われたい。

(総務部)

(表5) 指名競争入札の手続の経過について

年月日	記
平成15.8.29	リース業者9者へ、機器性能テスト及び入札参加の意向確認の通知を行う。
平成15.9.11	各者の納入予定機器につき、性能テストを実施
平成15.9.16	審査の結果、合格機種を決定 R製機種・・・合格 Q製機種・・・不合格
平成15.9.17	R製機種を納入予定とした3者への指名通知
平成15.9.19	3者で入札の実施

(表6) 指名競争入札の処理経過について

番号	機器性能テスト及び入札参加の意向確認を通知した者	納入予定機器 (入札参加意向の有無)	指名業者 (性能テスト合格機種を納入予定の者)
1	E	(無)	
2	F	R製	
3	G	Q製	
4	H	(無)	
5	D	R製	(落札者)
6	I	(無)	
7	J	Q製	
8	K	(無)	
9	L	R製	

(歳出)

(5) 路線調査図の作成に当たり契約方法の見直しを行うべきもの

千代田都税事務所ほか10都税事務所(以下「各所」という)は、3年毎に行う固定資産(土地)の評価替えのために活用する「路線調査図」を、資産税部から予算配付を受け、各所ごとに随意契約で作成している。

ところで、各所における「路線調査図」の作成単価について見ると、表7のとおり、480円から1,300円となっており、所によって大きな格差があることが確認された。

また、「路線調査図」は、各所とも同一の仕様で作成されており、納期もほぼ同一なものであることから、各所ごとに契約をしていることは、事務処理上、効率性を欠いている。

部は、「路線調査図」のように、各所に共通するもので一括処理が可能な印刷物の作成等にあたっては、経済性が生かされるよう、契約方法の見直しを行われたい。

(資産税部)

(表7)「路線調査図」委託契約一覧表

(単位:円)

事務所	作成枚数一覧			契約内容				
	事務所分	調査課分 A1判	計	契約の 相手先	予定 単価	契約 単価	契約 金額	履行 月日
千代田	82	37	119	N	1,360	1,230	153,688	5/30
中央	53	17	70	M	1,300	480	35,280	5/30
文京	A2版 102	12	114	N	1,230	1,230	147,231	5/30
台東	78	27	105	N	1,230	1,230	135,607	5/26
墨田	89	6	95	N	1,270	1,230	122,692	5/30
品川	161	21	182	N	1,300	1,050	200,655	5/22
渋谷	113	30	143	O	1,300	1,300	195,195	5/29
杉並	262	30	292	N	1,300	850	260,610	5/30
練馬	402	22	424	N	1,300	1,230	547,596	5/30
足立	A2判 562	22	584	N	A1判 1,230	1,230	642,117	6/13
				N	A2判 1,040	1,040		
葛飾	283	54	337	N	1,300	1,230	435,235	6/5
計	2,187	278	2,465				2,875,906	

## 生活文化局

### 1 実地監査期間

平成16年5月18日から同年6月3日まで

### 2 指摘事項

(歳入「重点監査事項」)

#### (1) 収入未済金について適切な対応をとるべきもの

総務部は、「平成6年度美しい東京」の印刷製本請負契約(契約金額:242万8,740円、契約年月日:平成6年7月22日)をAと締結した。しかし、Aが経営不振のため、平成7年1月27日に契約解除願を受理し、契約解除を行ったことから、契約違約金12万1,437円が発生した。

ところで、当該契約違約金の処理状況を見たところ、部はAに対して平成7年3月31日までに納入するよう通知を行ったが、納入期限を過ぎても納入されなかった。その後、部はAが平成8年6月1日に消滅した事実等は確認していたものの、平成16年3月30日に催告書を送付するまでの間、債務者への督促等の収入未済金に対する処理が行われていないことが認められた。

部は、債務者と早急に折衝を行ったうえで、収入未済金について適切な対応をとられたい。

(総務部)

(歳入)

#### (2) 使用料の徴収事務を適切に行うべきもの

文化振興部は、東京都太田記念館を、アジア諸都市の留学生・研究員の寄宿舍として提供している。その個室の使用料(平成15年度実績:1,080万2,900円)については、東京都太田記念館管理規則第6条により、部が各入居者あて納入通知書を発行し、納付させることとしている。

太田記念館の管理については、Bに委託しており、委託契約では、Bは各入居者に納入通知書を配布し、期限までに遅滞なく納入するよう入居者を指導・監督することとしている。

しかしながら、部は、送付した納入通知書を各入居者に配布させることなく、委託契約に取り決めのないまま、Bに使用料を各入居者から直接徴収させ、取りまとめのうえ、納付させている。

そのため、徴収から納付までの間、館内に高額の現金が保管されているほか、徴収時にBが作成した「領収書」を渡すのみで、都の正式な領収証である「納入通知書兼領収証書」を入居者に渡していない状況がみられた。

こうした状況は、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第158条第1項による、使用料等の徴収を私人に委託する場合の手續が行われておらず、事故を防止し、責任の所在を明確にする観点から適切ではない。

部は、徴収の委託契約を締結するなど、太田記念館に係る個室の使用料の徴収事務を適切に行われたい。

（文化振興部）

（歳出）

（3）印刷物請負契約を適正に行うべきもの

東京ウィメンズプラザ（以下「プラザ」という。）において、印刷物請負契約を見たところ、「東京ウィメンズプラザ施設案内」及び「相談職務関係者リーフレット」の2件の印刷契約において、次のとおり適正を欠くものが認められた。

「東京ウィメンズプラザ施設案内」について

プラザは、PR用に使用することを目的として、「東京ウィメンズプラザ施設案内」の印刷契約（契約期間：平成16.3.1～平成16.3.31、契約金額：42万円、印刷部数1万部）をCと締結している。

しかしながら、プラザは、監査日（平成16.5.19）当日に、当該印刷物に使用する写真の撮影をするなど、契約期間内に履行がなされていないにもかかわらず、平成16年5月10日には、Cから契約金額の請求を受け、支出している。

「相談職務関係者リーフレット」について

プラザは、DV被害に関する情報提供を目的として、「相談職務関係者リーフレット」の印刷契約（契約期間：平成16.3.12～平成16.3.31、契約金額：37万3,800円、印刷部数：3万部）をDと締結している。

しかしながら、プラザは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正の動きを受けて、その内容をリーフレットに反映させることとしたため、平成16年6月になってその印刷を行っており、契約期間内に履行がなされていないにもかかわらず、平成16年4月28日には、Dから契約金額の請求を受け、支出している。

プラザは、印刷物請負契約を適正に行われたい。

（注） DV：ドメスティックバイオレンス（配偶者等暴力）

（東京ウィメンズプラザ）

（歳出）

（4）契約事務を適切に行うべきもの

随意契約によるときは、競争性の確保の観点からなるべく二人以上の者からの見積書を徴取しなければならない（東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）第34条）と



されているが、契約事務の簡素効率化を図るため、「随意契約のうち予定価格が三十万円未満の契約については、単数の見積書を徴取するのみで差し支えないものとする。なお、運用に当たっては、経済性及び公正性を損なうことのないよう十分に配慮することとする。特に、予定価格が三十万円以上の契約について、単数見積処理を行うために、安易に契約を分けるなどの扱いは慎むこと。〔「知事が指定する契約」の指定及び単数見積りの取扱いについて(通知)〕(平成13年3月30日付12財経総第2077号財務局長通知)二の(二)」とされている。

ところで、消費生活総合センター(以下「センター」という。)における物品の購入契約については、各課からの請求を購入品目や履行期限等を勘案し、適宜取りまとめのうえ、契約手続を行うこととしている。

しかしながら、表1の(1)から(4)ごとの各契約については、購入品目が同種で、履行期限が同日あるいは近接した日付である契約を別々に締結しており、そのいずれもが単数見積りにより処理されている。これらを一つの契約とすれば、予定価格30万円以上となり、二人以上の者から見積書を徴取する随意契約となるところであるが、別々の契約としているのは競争性の確保の観点から適切でない。

センターは、契約事務を適切に行われたい。

(消費生活総合センター)

(表1) 契約状況

(単位:円)

契約日	件名	履行期限	予定価格	契約金額
(1)				
平成15年8月5日	減塩テーブル外8点の買入れ	平成15年8月25日	235,284	153,268
平成15年8月6日	マクロピベット外3点の買入れ	平成15年8月25日	182,700	150,150
(2)				
平成15年8月14日	n-ヘキサン外20点の買入れ	平成15年8月25日	268,170	249,144
平成15年8月14日	密閉タンク外4点の買入れ	平成15年8月29日	254,898	203,700
(3)				
平成15年8月18日	スキープ型分液ロートの買入れ	平成15年9月5日	272,475	217,980
平成15年8月18日	有栓ガラスメスシリンダーの買入れ	平成15年9月5日	252,000	189,000
(4)				
平成16年3月4日	油性ボールペン外21点の購入	平成16年3月24日	268,327	191,625
平成16年3月4日	マグネットクリップ外13点の購入	平成16年3月24日	135,481	100,558
平成16年3月4日	70℃-ディスクス外7点の購入	平成16年3月24日	138,159	87,319
平成16年3月4日	再生色上質紙外8点の購入	平成16年3月24日	150,675	81,270

### 3 意見・要望事項

(歳入「重点監査事項」)

#### (1) 育英資金返還金の滞納額の減少及び発生の抑止に努めるべきもの

私学部は、都内に在住する者で、都内に所在する高等学校、高等専門学校又は専修学校(高等課程及び専門課程)に在学し、勉学意欲がありながら経済的理由により修学困難な者に対し、修学に必要な資金の一部を貸し付けることにより、教育を受ける機会の拡充に寄与し、もって社会に貢献し得る人材の育成に資することを目的として、昭和29年度より育英資金貸付事業を行っている。平成16年度の貸付月額等は、表2のとおりであり、返還条件は、原則として貸付終了後に6ヶ月据え置いた後、最長18年の間に返還するものとされている。

返還金の滞納額等についての最近5年間の推移を見ると、表3のとおり、滞納額は、平成12年度にいったん減少したが、その後3年間は増え続けている。そのため、部は平成14年度から連帯保証人への督促、また、平成15年度からは試行として滞納の一部について滞納債権回収会社への電話督促業務委託を行うなどの回収努力をし、一定の成果を得ているものの、平成15年度末では依然として7億円を超える状況となっている。

ところで、返還期限を過ぎた滞納金について、東京都育英資金貸付条例(平成12年東京都条例第18号)第12条では、借受者が奨学金の返還を遅滞した場合に正当の理由がないと認められるときは、違約金として、その遅滞した額に年14.6%を乗じて得た額を徴収する旨が定められている。

しかしながら、滞納分に係る違約金の取扱いを見たところ、借受者が弁済能力の限りに返還しているとみなし、これまで違約金の徴収は行っていないことが認められた。なお、返還が遅滞した場合における正当な理由の有無を認定するための基準については、明確化されていない。

育英資金の返還金は、貸付事業を継続していく上で、実質的に新たな奨学金貸付の原資であると位置づけられるものであり、借受者間における公平性を確保するとともに返還意識を一層高め、滞納発生の抑止を図る必要がある。

部は、育英資金返還金の滞納額の減少に向け、より一層努力するとともに、滞納の発生を抑止するため違約金徴収のしくみについて見直しを検討されたい。

(私学部)

(表2) 育英資金の貸付月額等

(単位：千円)

学 種	貸付月額	貸付総額	
高等学校	国・公立	18	648
	私立	30	1,080
高等専門学校	国・公立	18	1,080
	私立	30	1,800
専修学校 (高等課程)	私立	30	1,080
専修学校 (専門課程)	国・公立	42	1,512
	私立	50	1,800

(注) 貸付総額は、高等専門学校は5年制、その他の学種は3年制の場合で、  
最大限度額借り受けた場合の額である。

(表3) 滞納額等の推移

(単位：千円、人)

年度 区分	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15
滞 納 額	664,720	680,146	677,618	695,460	716,313	735,398
滞 納 者 数	4,977	5,091	4,775	4,655	4,580	4,379

(注) 滞納者の人数は、5月末現在でとらえたものである(例：平成15年度の場合、平成16年5  
月末日現在の人数)。

都市整備局（旧都市計画局）

1 実地監査期間

平成16年2月2日から同月9日まで

2 指摘事項

（歳出）

（1）複数単価契約における契約事務を適正に行うべきもの

総務部は、建設業許可情報電算処理入力データ作成業務を複数単価契約により委託（上期契約年月日：平成15.4.1、委託期間：平成15.4.1～同年9.30、推定総金額：89万6,338円、委託相手業者：A、下期契約年月日：平成15.9.25、委託期間：平成15.10.1～平成16.3.31、推定総金額：90万3,383円、委託相手業者：A）している。

ところで、この契約事務について見たところ、

上期の契約では、表1のとおり、「更新入力データ作成」項目において、予定単価を上回る見積価格をもって契約していること

下期の契約では、表2のとおり、「更新入力データ作成」及び「変更入力データ作成」項目において、予定単価を上回る見積価格をもって契約していること

が認められた。

しかしながら、複数単価契約では、各単価種別毎に予定単価と見積単価とを比較し、見積単価が予定単価を上回っている場合は、減価交渉をし、各単価がすべて予定単価を下回る価格をもって契約すべきものとされている（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項）ことから、表3のとおり、64,208円が過大な支出となっており、適正でない。

部は、複数単価契約における契約事務を適正に行われたい。

（総務部）

（表1）建設業許可情報電算処理入力データ作成委託契約（上期：平成15.4.1～15.9.30）

単価種別（項目）	予定単価	見積単価	契約単価	予定数量	発注実績
新規許可入力データ作成	355円	200円	200円	1,320件	1,049件
更新入力データ作成	50円	71円	71円	1,360件	1,057件
変更入力データ作成	72円	71円	71円	6,945件	4,348件
単価合計額	477円	342円	342円		

(表2) 建設業許可情報電算処理入力データ作成委託契約(下期:平成15.10.1~16.3.31)

単価種別(項目)	予定単価	見積単価	契約単価	予定数量	発注実績
新規許可入力データ作成	317円	200円	200円	1,350件	637件
更新入力データ作成	38円	71円	71円	1,370件	626件
変更入力データ作成	63円	71円	71円	6,945件	2,287件
単価合計額	418円	342円	342円		

(注) 下半期の発注実績は、16年1月末日までの実績

(表3) 過大支出額(予定単価で契約したとした場合)

支出項目	契約単価	予定単価	単価差額	発注実績	過大支出額
表1更新入力データ作成	71円	50円	21円	1,057件	22,197件
表2更新入力データ作成	71円	38円	33円	626件	20,658件
表2変更入力データ作成	71円	63円	8円	2,287件	18,296件
合計	61,151 × 1.05 = 64,208				

都市整備局（旧住宅局）

1 実地監査期間

平成16年2月6日から同月23日まで

2 指摘事項

（歳入「重点監査事項」）

（1）収入未済金の処理を適切かつ速やかに行うべきもの

住宅経営部は、下水道が完備されていない併存店舗、浴場、保育所などの住宅外施設について、当該施設を利用する者に対し、汚水処理施設の維持及び汚水処理に要する経費を共益費として徴収している。

ところで、この共益費の収入未済状況について見たところ、監査日（平成16.2.18）現在、調定件数262件、収入未済総金額は721万2,260円であるが、このうち表1の172件、503万7,660円については、過去の経過のわかる原議や滞納者の住所及び督促等の交渉状況が記録されている台帳などが紛失し、いつの時点から収入未済額の回収及び整理等の処理を放置しているか全くわからない状況である。このため、部として何らの措置も執られないまま現在に至っていることが認められた。

部は、再度関係資料を調査するとともに、不納欠損処分について検討するなど収入未済金の処理を適切かつ速やかに行われたい。

（住宅経営部）

（表1）汚水処理施設の維持及び汚水処理に要する共益費（172件分）の収入未済状況

調定年度	納付期限	金額（円）	債務者名
昭和46年度	昭和46年10月31日	6,750	「A外5名」
昭和47年度	昭和47年10月31日	5,250	「A外5名」
昭和48年度	昭和48年10月31日	3,000	「A外5名」
昭和49年度	昭和49年10月31日	5,500	「A外5名」
昭和50年度	昭和50年10月31日	10,500	「A外5名」
昭和51年度	昭和51年10月31日	63,050	「A外5名」
昭和52年度	昭和52年10月31日	67,500	「A外5名」
昭和53年度	昭和53年10月31日	82,800	「A外5名」
昭和54年度	昭和54年10月31日	181,910	B
昭和55年度	昭和55年4月30日ほか	312,720	「A外5名」ほか10件

昭和56年度	昭和56年4月30日ほか	835,700	「A外5名」ほか24件
昭和57年度	昭和57年4月30日ほか	760,320	「C外2名」ほか35件
昭和58年度	昭和58年4月30日ほか	857,520	「D外1名」ほか31件
昭和59年度	昭和59年4月30日ほか	526,080	「C外2名」ほか19件
昭和60年度	昭和60年4月30日ほか	504,010	「D外1名」ほか19件
昭和61年度	昭和61年4月30日ほか	479,650	Eほか14件
昭和62年度	昭和62年4月30日	206,400	「D外1名」ほか1件
昭和63年度	昭和63年4月30日	51,600	「D外1名」
平成元年	平成元年4月30日	77,400	「D外1名」
合計		5,037,660	172件

A外5名の「5名」、C外2名の「2名」、D外1名の「1名」の氏名等は、全く不明である。

(歳入「重点監査事項」)

(2) 延滞金の調定を適正に行うべきもの

住宅経営部は、都営住宅と併存する分譲店舗等(以下「併存店舗」という。)の敷地を併存店舗所有者に賃貸している。土地賃貸借契約書によると、賃借人が賃貸料を支払期限までに支払わないときは、その翌日から支払の日までの日数に応じ、当該賃貸料の金額につき年14.6%の割合で計算した延滞金を支払わなければならないとされている。この場合、支払期限を経過した賃貸料の納付があった時点で、延滞日数に応じた延滞金を確定し調定を行わなければならないものである。

ところで、この賃貸料の延滞金150件、総金額192万3,656円については、表2の事例のとおり、部は、支払期限を経過した賃貸料の納付があり金額を確定しているにもかかわらず、監査日(平成16.2.18)現在、納入時点での延滞金の調定を全く行っていないことが認められた。

部は、延滞金の調定を適正に行われたい。

(住宅経営部)

(表2) 延滞金の調定を行っていない事例

氏名	納入期限日	納付日	地所賃貸料(円)	延滞日数(日)	延滞金請求額(円)
F	平成1.6.30	平成6.12.6	63,966	1,985	50,789
F	平成2.6.30	平成6.12.6	63,966	1,620	41,449
G	平成8.1.4	平成14.5.15	106,788	2,323	99,227
G	平成8.7.1	平成15.1.6	50,000	2,380	47,600
H	平成9.12.30	平成14.1.22	95,154	1,484	56,483
H	平成10.6.30	平成14.1.22	95,154	1,302	49,556

( 歳 出 )

( 3 ) 契約手続を適正に行うべきもの

印刷請負契約で随意契約できる予定価格の範囲は、東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号)第34条の2第1項第6号で、100万円までと規定している。

ところで、総務部が契約手続きしている平成15年度の印刷請負契約について見たところ、表3のとおり予定価格が100万円を超えており、入札で処理すべきところ、随意契約により処理されている不適正なものが見受けられた。

部は、契約手続を適正に行われたい。

( 総 務 部 )

( 表 3 ) 契約手続状況

件 名	予定価格(円)	契約方法
「事業概要：平成15年度版」の作成	1,575,000	随意契約
「宅地建物取引業免許申請の手引き」の印刷について	2,457,000	随意契約
平成15年度個人住宅利子補給助成制度要綱・実施要領等の印刷について	1,030,050	随意契約
平成15年度都営住宅建築工事特記仕様書ほか6件の印刷	1,197,315	随意契約
「住宅市街地の開発整備の方針」都市計画案の説明会用資料及び縦覧図書の印刷	1,739,010	随意契約



## 環 境 局

### 1 実地監査期間

平成16年4月16日から同月26日まで

### 2 指 摘 事 項

( 歳 出 )

#### ( 1 ) 契約の履行確認を適正に行うべきもの

自然環境部は、御蔵島におけるエコツーリズムの導入を検討するため、Aと平成15年度御蔵島周辺海域利用調整に関する調査委託契約を締結している(契約金額:116万5,500円、契約年月日:平成15.8.15、研究期間:契約締結日~平成15.11.30、報告書提出期限:研究が完了した日の翌日から起算して30日以内)。

ところで、当該契約書では、委託する調査研究内容の1つとして、観光客のイルカスイミング及びウオッチング体験の感想に関するアンケート調査を実施し、これについて研究成果報告書を提出することとしている。

しかしながら、監査日(平成16.4.26)現在、提出された研究成果報告書を見たところ、当該アンケート調査の実施結果について記載されておらず、契約の履行確認が不十分であることが認められた。

部は、契約の履行確認を適正に行われたい。

( 自然環境部 )

(注) エコツーリズム:自然の保護と観光利用との両立を図りながら、ルールを定めて自然を楽しむこと。

福祉保健局（旧福祉局）

1 実地監査期間

平成16年6月1日から同月18日まで

2 指摘事項

（歳入）

（1）使用料の請求を適正に行うとともに過大に徴収した使用料を還付すべきもの

東村山ナーシングホーム（以下「ナーシングホーム」という。）は、東京都立ナーシングホーム条例（平成11年東京都条例第135号）第3条により、短期入所生活介護のサービスを提供している。このサービスの提供を受ける者は、同条例第4条により、サービスに要した経費の1割の利用者負担額及び食材料費他の実費相当額を使用料として納めなければならない。ただし、ナーシングホームでは、介護保険の範囲内でサービスを提供するため、所定の介護サービスの範囲を超える自己負担分（自費請求額）は発生しないものとなっている。

ところで、ナーシングホームにおける短期入所生活介護サービスに係る使用料の徴収について見たところ、表1のとおり、自費請求額を含めて使用料を請求し徴収している事例が認められた。

ナーシングホームは、使用料の請求を適正に行うとともに、過大に徴収した使用料（自費請求額分）1万9,696円を利用者に還付されたい。

（東村山ナーシングホーム）

（表1）過大に徴収した使用料の内訳

（単位：円）

利用者		A	B
利用期間		平成15.12.15～22	平成16.1.22～30
誤	利用者負担額	6,640	8,171
	自費請求額	9,484	10,212
	食材料費他	6,100	6,960
	合計	22,224	25,343
正	利用者負担額	6,640	8,171
	自費請求額	0	0
	食材料費他	6,100	6,960
	合計	12,740	15,131
還付額小計		9,484	10,212
還付額合計			19,696

(歳入)

(2) 医科診療報酬請求における特定保険医療材料の請求を適正に行うべきもの

医科診療報酬点数表(平成14年厚生労働省告示第71号)第10部通則2によれば、手術の費用は、手術に当たって厚生労働大臣が定める保険医療材料(以下「特定保険医療材料」という。)を使用した場合は、当該手術の所定点数に特定保険医療材料の所定点数を合算した点数により算定することとしている。

ところで、老人医療センター(以下「センター」という。)における心臓ペースメーカー移植術に係る診療報酬の請求状況について見たところ、表2のとおり、合計36万5,920円の請求もれとなっていることが認められた。

センターは、医科診療報酬請求における特定保険医療材料の請求を適正に行われたい。

(老人医療センター)

(表2) 心臓ペースメーカー移植術に係る診療報酬の請求状況 (単位:円、個)

被施術者名	手術日	使用された特定保険医療材料	単価	使用数量	請求数量	請求もれとなった金額
C	平成15.4.18	血管造影用シースイントロダクターセット(蛇行血管用)	7,740	2	1	7,740
D	4.25	〃	7,740	2	1	7,740
E	6.27	〃	7,740	2	1	7,740
F	7.4	〃	7,740	2	1	7,740
G	7.18	〃	7,740	2	1	7,740
H	10.10	〃	7,740	2	1	7,740
I	10.17	〃	7,740	2	1	7,740
J	16.2.6	〃	7,740	2	1	7,740
K	3.17	植込み式心臓ペースメーカー用リード(経静脈リード)	304,000	2	1	304,000
合 計						365,920

(歳出)

(3) 受診券の印刷に係る契約手続を適正に行うべきもの

子ども家庭部は、各児童相談所が発行する受診券を新たな様式(カード式)に変更することに伴い、受診券の印刷に係る契約(契約金額:155万4,000円、契約期間:平成16.3.3~3.31)をLと締結している。

本件契約内容を見たところ、データ記載を伴わない台紙(新規受診券)を10,000枚、様式変更によるデータ記載を伴うデータ記載受診券(従来受診券との差し換え分)を5,000

枚印刷するとしている。

しかしながら、データ記載受診券については、関係部署への調査を行った結果、平成16年3月10日に必要枚数を4,248枚と確定したが、契約変更の手続を行うことなく、契約金額で支払いをしたため、表3のとおり、15万24円が過大支出となっている。

部は、受診券の印刷に係る契約手続を適正に行われたい。

( 子ども家庭部 )

(表3) 受診券の印刷に係る契約

(単位：枚、円)

品名	単価	契約内容		納品内容		過大支出額
		数量	金額	数量	金額	
台紙(新規受診券)	20	10,000	200,000	10,000	200,000	-
データ記載受診券(従来の受診券との差し換え分)	190	5,000	950,000	4,248	807,120	142,880
プログラム開発費	一式			200,000		-
受診券発送運賃	一式			130,000		-
消費税		74,000		66,856		7,144
合計		1,554,000		1,403,976		150,024

(注) 受診券：児童福祉法(昭和22年法律第164号)による措置児童等が保険医療機関において診療を受ける場合に、窓口で提示するもの。

(歳出)

(4) 物品の購入に係る契約手続を適正に行うべきもの

東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号)第34条の2では、随意契約によることができる場合の予定価格の額は、財産の買入れ契約については、160万円までと規定している。

ところで、老人医療センター(以下「センター」という。)において、物品購入契約について見たところ、表4のとおり、予定価格が160万円を超えているにもかかわらず、随意契約により行っているものが認められた。

センターは、物品の購入に係る契約手続を適正に行われたい。

(老人医療センター)

(表4) 随意契約により行うことができる契約の範囲を超えているもの (単位:円)

件名	予定価格	契約日	契約金額	履行期限	契約方法
変型機外17点の購入	2,858,625	平成15. 7. 1	2,603,916	15. 7. 15	随意契約
映像投影機外7点の購入	1,775,550	平成15. 9. 25	1,695,750	15.10.31	"
パーソナルコンピュータ外11点の購入	2,995,650	平成15.11. 6	2,975,070	15.11.28	"
携帯用コンピュータ外7点の購入	1,713,600	平成15.11.26	1,638,840	15.12.25	"
携帯用コンピュータ2種外7点の購入	1,843,800	平成15.12.24	1,791,300	16. 1.21	"
検眼鏡外2点の購入	2,553,600	平成16. 1. 6	2,492,700	16. 2.13	"

(歳出)

(5) 改修工事の履行確認を適正に行うべきもの

児童相談センター(以下「センター」という。)は、センター内の2基のエレベーターについて、Mと昇降機保守委託契約(契約年月日:平成15. 4. 1、契約金額:136万7,100円、委託期間:平成15. 4. 1~平成16. 3. 31。以下「委託契約」という。)を締結している。

ところで、センターは、委託契約の保守点検において、エレベーターのドアモーター、リレー等の部品の損耗が激しく交換の必要があるとの報告を受け、エレベーター改修の工事契約(契約年月日:平成15. 9. 1、契約金額:94万5,000円、履行期限:平成15. 9. 30)をMと締結している。センターは、この改修工事については、平成15年9月30日に完了したものとして、同日に履行確認を行い、同年10月7日に工事代金を支払っている。

しかしながら、委託契約に係る定期点検報告書を見たところ、2基のエレベーターのドアモーター等の改修工事が実際には同年9月30日ではなく同年11月7日に施工されていることが認められた。

センターは、改修工事の履行確認を適正に行われたい。

(児童相談センター)

(その他)

(6) 事務処理のチェック体制を強化すべきもの

八王子児童相談所(以下「所」という。)は、表5のとおり、随意契約により職員の貸与被服

を購入している。当該契約について見たところ、以下の状況が認められた。

起案文書に品名内訳の記入がなく、仕様書も作成されていないことから、品名・規格・数量等を定めないうままに総価による予定金額のみで、購入が決定されていること。

請書の内訳欄についても、品名・形状寸法・数量・単価の記入が一切なく、総価のみの金額で契約が締結されていること。

監査日（平成16.6.10）現在、購入物品が納品されていないにもかかわらず、契約代金が支払われていること。

ところで、所においては、貸与被服の購入以外の契約事務等についても、仕様書が作成されていないために契約内容の詳細を確認することができないもの、見積書が添付されていないもの、契約予定価格を設定しないまま購入の意思決定がなされているものなど、不適切な事務処理を行っているものが多数見受けられた。こうした状況は、所内のチェック体制が万全ではなかったことによるものと認められる。

所は、契約事務等を適切に行うよう、事務処理のチェック体制を強化されたい。

また、部は、自己検査の充実・強化を図るなど、事務処理が適切に行われるよう、各事業所に対する指導の徹底に努められたい。

（ 八王子児童相談所 ）

（ 総 務 部 ）

（ 子ども家庭部 ）

（表5）貸与被服購入契約

（単位：円）

契約件名	予定金額	契約金額	契約年月日	履行期限	支出命令 審査済年月日
貸与被服の購入	172,200	143,115	平成15.7.18	平成15.7.30	平成16.2.25
貸与被服の購入	137,130	109,704	平成15.10.17	平成15.10.31	平成16.5.21
合 計	309,330	252,819	-	-	-

福祉保健局（旧健康局）

1 実地監査期間

平成16年6月1日から同月18日まで

2 指摘事項

（歳出）

（1）複数単価契約における契約事務を適正に行うべきもの

複数単価契約では、各単価種別毎に予定単価と見積単価とを比較し、見積単価が予定単価を上回っている場合は、減価交渉をし、各単価がすべて予定単価を下回る価格をもって契約すべきものとされている(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項)。

府中看護専門学校(以下「学校」という。)が複数単価契約により委託している、学生健康診断業務に係る契約(契約年月日:平成15.3.6、推定総金額:178万7,467円)について見たところ、表1のとおり、「ツベルクリン反応(2回目)」の項目において、予定単価を上回る見積価格をもって契約していることから、表2のとおり、8万8,773円が過大な支出となっている。

学校は、複数単価契約における契約事務を適正に行われたい。

(府中看護専門学校)

(表1) 府中看護専門学校学生健康診断業務委託契約(単価契約)

方式	予 定			契 約		
	単価(円)	人数(人)	金額(円)	単価(円)	人数(人)	金額(円)
A	12,905	80	1,032,400	8,720	80	697,600
A'	10,765	5	53,825	8,170	5	40,850
B	7,120	200	1,424,000	3,170	200	634,000
B'	6,275	10	62,750	2,590	10	25,900
ツベルクリン反応(1回目)	2,104	80	168,320	1,900	80	152,000
〃(2回目)	558	80	44,640	1,900	80	152,000
計			2,785,935			1,702,350
消費税額			139,296			85,117
合計			2,925,231			1,787,467

(注) A方式は1学年を対象とし、全13業務を行う。B方式は2学年及び3学年を対象とし、全9業務を行う。A'及びB'方式は、A及びB方式から胸部X線間接撮影を除いたものについて再検診を行う。

(表2) 過大支出額 (予定単価で契約したとして試算した場合)

支出項目	契約単価	予定単価	単価差額	受診実績	過大支出額 (税込み)
ツベルクリン反応(2回目)	1,900円	558円	1,342円	63人	88,773円

(歳出)

(2) 公共料金支払事務を適正に行うべきもの

公共料金の支払については、平成14年4月の東京都会計事務規則(昭和39年東京都規則第88号)(以下「規則」という。)の一部改正により、支出事務の簡素・効率化を図ることを目的として、出納長室の口座から一括して公共料金を引き落として支払う方式に改められ、従来行ってきた支出命令書の作成及び出納長室への送付の事務が不要となった。

しかしながら、局所においては、公共料金の支払に係る履行確認及び予算残額確認等を行う必要があることから、支出の意思決定を行うに当たり、これまでどおり支出決定文書を作成し、特例起案帳票により支出決定を行わなければならないこととされている(公共料金支払事務の手引(平成14年3月出納長室会計企画課作成。以下「手引」という。))。

ところで、府中看護専門学校(以下「学校」という。)における表3に掲げる公共料金の支払に係る事務処理の状況について見たところ、学校は、支出命令書の作成等の事務が不要となったことを支出決定文書等の作成が不要となったものと誤解したため、手引に定める支出決定文書及び特例起案帳票を作成していないことが認められた。

学校は、公共料金支払事務を適正に行われたい。

(府中看護専門学校)

(表3) 公共料金の支出内容及び年間支出金額

支出内容	年間支出金額
電気料金	8,123,068円
ガス料金	3,126,226円
水道料金	2,309,626円
合計	13,558,920円

(歳出)

(3) 資金前渡に係る事務を適切に行うべきもの

健康安全研究センター(以下「センター」という。)における資金前渡に係る事務の処理状況及び前渡金の管理状況について見たところ、次のような不適切な状況が認められた。

ア センターは、規則第76条第4項の規定に基づき、輸入食品放射能検査等の6事業につい



て月ごとに所要予定額の前渡金を受けて食品分析のための食材を購入し、残額を戻入している。しかしながら、表4のとおり、必要な額が適切に見積もられていないことから、6事業の年間の前渡受額858万9,892円に対し、これを支出した額(精算額)は317万3,819円であり、受けた額の60%を超える前渡金が支出されずに戻入されている。

- イ 資金の前渡を受けた者は、規則第77条第2項の規定により、10万円以内の現金については保管することができ、また、特に必要があると認めるときは、出納長と協議の上、10万円を超える現金を保管することができることとされている。しかしながら、現金出納簿を見たところ、出納長との協議を行っていないにもかかわらず、10万円を超える現金を長期にわたって保管している。

センターは、前渡金に係る事務処理を適切に行われたい。

(健康安全研究センター)

(表4) 年間の前渡金受払状況

(単位:円)

事業名	件数	前渡受額	精算額	戻入額	戻入額 / 前渡受額
(1) 輸入食品放射能検査	9	1,658,390	637,418	1,020,972	62%
(2) 先行調査の実施	12	4,386,200	1,632,536	2,753,664	63%
(3) 輸入農産物残留農薬検査	10	1,398,502	603,131	795,371	57%
(4) 食品表示の科学的検証検査	2	650,000	63,742	586,258	90%
(5) 食品安全情報安全性評価研究	2	400,000	183,158	216,842	54%
(6) 食品汚染調査	7	96,800	53,834	42,966	44%
年間計	42	8,589,892	3,173,819	5,416,073	63%

## 病院経営本部

### 1 実地監査期間

平成16年4月26日から同年5月27日まで

### 2 指摘事項

(収入「重点監査事項」)

#### (1) 個人未収金の債権管理を適正に行うべきもの

都立病院における診療費の個人未収金の管理は、「東京都立病産院診療未収金管理要領」(平成8.4.5付7衛病管第839号)に基づき、納付延期措置申請書(診療費の支払い猶予)の提出、債権管理票(未納者に関する記録)の作成、納入催告書の発送、督促状の発送、滞納整理員による出張徴収という一連の順で行われている。

ところで、広尾病院における平成15年度に発生した個人未収金(2,958件、1億6,340万1,180円)の債権管理状況について見たところ、

納付延期措置申請書がないもの

(13件 339万3,570円)

債権管理票に催告、督促等及び交渉経過を行った旨の記載がないもの

(32件 1,121万5,045円)

最初の催告、督促等が納付期限から6か月以上も経過しているもの

(53件 718万6,550円)

債権管理票を作成したのみで、その後、何ら回収努力を行っていないもの

(21件 498万5,105円)

などが存在しており、債権管理としては、不適正な状況が認められた。

病院は、個人未収金の債権管理を適正に行われたい。

(広尾病院)

(収入「重点監査事項」)

#### (2) 医事会計システムと財務会計システムの未収金額の不一致を是正すべきもの

各病院では、個人負担分などの個人未収金を医事会計システムで個人別に管理(医事課)している。その情報は財務会計システムの担当者へ送付され、担当者が当該情報の入力を行い、財務会計システムによる会計情報を作成している。

ところで、個人未収金(入院収益、外来収益、診断書諸証明及び特別入院室料)の平成15年度末残高について見たところ、一部の病院を除いて、財務会計システム上の数値と医事会計システム上の数値に相違が生じている状況が認められた。

相違が生じる主な要因としては、病院職員と医事業務の受託業者との連絡調整の不徹底による修正ミス、診療報酬の個人負担分と基金負担分における収入負担区分の変更漏れ等が考えられる。

部及び各病院は、この問題を認識し、改善に着手はしているものの、表1のとおり、未収金額の相違が著しい病院もあり、改善への取り組みが不十分な状況が見受けられる。

医事会計システムと財務会計システムの未収金の額の相違は、未収金管理上の問題があるほか、会計情報の正確性を阻害していることから、部は、各病院に対して、相違が発生しないようさらに指導を強化されたい。

( サービス推進部 )

注1) 「医事会計システム」は、入力された診療情報等をもとに、請求書の発行、レセプトの出力を行い、医療請求事務を効率的に行うシステムである。

注2) 「財務会計システム」は、病院全ての収入及び支出を管理し、経理状況を把握するためのシステムである。

(表1) 個人未収金額の相違が著しい病院(平成15年度末現在) (単位:円、%)

病院名	医事会計(A)	財務会計(B)	相違額 C(A-B)	相違率(C/B)×100
大久保	118,042,511	159,088,824	41,046,313	25.8
神 経	35,820,751	50,486,985	14,666,234	29.0
梅ヶ丘	30,293,475	41,071,109	10,777,634	26.2

( 収 入「重点監査事項」 )

( 3 ) 契約解除に伴う未収金の発生を防止すべきもの

駒込病院の平成15年度末における医業外未収金をみたところ、平成14年度に契約違約金として100万4,698円の未収金が発生していた。

この契約違約金が未収金となった過程を調査したところ、駒込病院では、平成14年度に外来事務委託をAと特命随意契約を締結(契約金額:2,103万8,220円、契約期間:平成14.4.1~平成15.3.31)していたが、Aが、平成14年10月2日に「破産申立てのお知らせ」及び「契約辞退願」を病院あて送付してきたため、病院は同日これを収受するとともに、平成14年10月3日に当該契約の解除を行った。

この契約解除による契約書第16条に基づき、未履行部分(平成14.10.3~平成15.

3.31)の契約金額の10%である100万4,698円が契約違約金として生じることとなり、平成14年11月、大阪地方裁判所あてに破産債権届出書を提出したが、回収の可能性はほとんど無く、平成15年度末においても、同額が未収金として残ってしまったものである。

しかしながら、表2のとおり、10月3日の契約解除時点では、当該契約の9月分の契約履行代金163万1,520円は支払手続き中であり、最終的に出納長室の執行済(支払日)となったのが10月9日であったため、途中でこの支払手続きを中断しておけば、契約書第21条に基づき、契約違約金(100万4,698円)と9月分の契約履行代金(163万1,520円)を相殺して、契約違約金は全額回収出来たものである。

病院は、契約解除に伴う未収金の発生を防止されたい。

( 駒 込 病 院 )

(表2) 契約解除にかかる過程

日 時	契約解除にかかる内容	9月分の支払いにかかる内容
平成14年10月1日(水)		委託内容の履行確認(駒込病院)
2日(木)	「破産申立てのお知らせ」 「契約辞退願」 を受理	検収及び支払決定票作成 (駒込病院)
3日(金)	「契約解除」 を通知 (3日をもって契約解除)	支払決済終了(駒込病院) 午後の交換で、病院本部の会計へ持ち込み
6日(月)~7日(火)		伝票審査等(病院本部) 出納長室へ支払伝票持ち込み
9日(木)		支払決定、業者あて口座に執行完了 (出納長室)

注1) については、正確な日時は不明である。

( 収 入 )

(4) 特定保険医療材料費の請求を適正に行うとともに、再発防止に実効性のある対策を講じるべきもの

医科診療報酬点数表(平成14年厚生労働省告示第71号)第10部通則2によれば、手術に当たって厚生労働大臣が定める保険医療材料(以下「特定保険医療材料」という。)を使用した場合の手術の費用は、当該手術の所定点数の他にその特定保険医療材料の所定点数を合算した点数により算定することとしている。

ところで、各病院の診療報酬の請求について見たところ、表3のとおり適正を欠くものが多数見受けられた。

各病院は、特定保険医療材料費の請求を適正に行われたい。

また、この特定保険医療材料については、前回監査（平成15年度）においても3病院（広尾、駒込、松沢病院）で請求漏れ等の指摘があったので、部は再発防止に実効性のある対策を講じられたい。

（サービス推進部）

（大塚病院）

（墨東病院）

（清瀬小児病院）

（豊島病院）

（表3）特定保険医療材料費に係る診療報酬請求の誤り

病院名	使用年月 日（平成）	実際に使用された材料 及び当該保険点数 A	請求書に記載された 材料及び保険点数 B	請求不足金額 (A - B) × 10	備 考
大 塚	15.11.11	アパセラム頭蓋プレート (アパセラム骨補填材) 115,500点 1個	アパセラム頭蓋プレート (アパセラム骨補填材) 47,250点 1個	682,500円	頭蓋骨形 成材料
	16.1.27	アパセラム頭蓋プレート (アパセラム骨補填材) 115,500点 1個	アパセラム頭蓋プレート (アパセラム骨補填材) 47,250点 1個	682,500円	頭蓋骨形 成材料
墨 東	15.4.8	オムニフィットスーパー 58,900点 1個 フェモラルヘッド 14,200点 1個 遠位セメントスペーサー 3,450点 1個 トライデントアセタブラ ーシェル 19,500点 1個 クロスファイアーインサ ート 7,920点 1個 ボーンスクリュー 1,930点 2本	請求漏れ	1,078,300円	人工関節
	15.6.4	キャンセラスクリュー 1,030点 2本	請求漏れ	20,600円	関節骨折

清瀬	16.1.22	セルサーバー 5,000点 1セット	請求漏れ	50,000円	心内膜床 欠損
豊島	15.7.3	脊髄刺激装置用リード 17,600点 1本	請求漏れ	176,000円	脊髄刺激 装置埋込
	15.7.23	ペースメーカー用リード 43,200点 1個	ペースメーカー用リード 30,400点 1個	128,000円	ペースメ ーカー移 植
	15.9.17	固定用内副子 4,060点 1個	請求漏れ	40,600円	人工関節
合計		410,750点	124,900点	2,858,500円	

(支出)

(5) 修繕に当たり関連する保守委託契約の内容を確認すべきもの

駒込病院は「医療ガス配管設備の保守委託」（以下「保守委託」という。）の契約を、Bと締結している（契約金額：655万5,150円、契約期間：平成15.4.1～平成16.3.31）

この保守委託の契約書の内容を見ると、「故障・修理又は必要に応じて交換する部品のうち定価1万5,000円未満の部品」については、受託業者であるBの費用負担とされている。

ところで、病院は保守委託契約とは別に、医療用ガス配管設備のうち、「医療用空気圧縮機他2点の修理」（以下「修繕」という。）を、同一業者であるBと特命随意契約により実施している（契約金額：378万円、契約期間：平成15.9.26～9.30）。

しかしながら、修繕契約の内訳書を見ると、表4のように、保守委託契約でBの費用負担により交換すべき定価1万5,000円未満の部品の交換についても、当該修繕契約に含めてしまったため、43万395円が不経済支出となっていることが認められた。

病院は、修繕に当たり、関連する保守委託等の内容を確認し、契約を適正に行われたい。

(駒込病院)

(表4) 保守委託業務で交換すべき部品

交換部品名等	数量	単位	単価(円)	金額(円)
Vベルト	6	本	5,000	30,000
安全弁	5	個	4,700	23,500
圧力計	3	個	6,800	20,400
防振護ゴム	24	個	7,500	180,000
吐出管(1)	6	本	13,000	78,000
吐出管(2)	6	本	13,000	78,000
計				409,900
消費税				20,495
合計				430,395

(支出)

(6) 設備管理業務に係る委託契約を適正に行うべきもの

豊島病院は、建物及び付帯設備の保全維持並びに、良好な環境の保持と施設の円滑な運営を図るため、電気、空調、給排水などの設備の日常・定期点検、保守等を行う設備管理業務委託契約(期間:平成15.4.1~平成16.3.31、契約金額:1億5,466万5,000円)をDと締結している。

この契約のうち、コージェネレーション定期点検については、稼働時間が1,000時間毎のA点検、2,000時間毎のB点検、4,000時間毎のC点検を実施することになっている。

ところで、この契約とは別に、熱電併給設備(=コージェネレーション)点検整備委託契約(期間:平成15.11.13~平成16.2.29、契約金額:4,977万円)を同一業者であるDと締結している。この委託内容は、16,000時間点検であり、発電機用エンジンの部品交換を含むオーバーホール点検であるため、これに伴い、上記の定期点検は、6月にA点検、11月にC点検、3月にB点検を実施することとした。

しかしながら、コージェネレーション定期点検のうち、11月(平成15.11.16~18)に実施したC点検の点検項目の中には、その後すぐに(平成15.11.19~平成15.12.27)実施したオーバーホール点検の項目と表5のとおり重複する項目が認められた。この結果、重複する点検項目にかかる経費376万4,250円が不経済支出となっている。オーバーホール点検後、1,186時間経過したところで、B点検を行っているが、通常ならこの時点ではA点検を行えばよいため、表6のとおり、過剰点検項目(A点検には無い

B点検固有の点検項目)にかかる経費206万8,710円が不経済支出となっている。この結果、合計で583万2,960円が不経済支出となっている。

病院は、設備管理業務に係る委託契約を適正に行なわれたい。

(豊島病院)

(表5) オーバーホール点検と重複しているC点検項目

重複している点検項目	金 額
燃料ガス供給ユニット 熱交換 熱交換器 ガス機関の点検	点検代金：3,298,500円 (一式で1,099,500円×3台) 諸経費：286,500円 消費税：179,250円
合 計 金 額	3,764,250円

(表6) 過剰点検項目 (B点検固有の点検項目)

過剰点検項目	金 額
温度調節弁の作動状態点検 機械潤滑油等交換 クランクケース内部点検 エアークリーナーのエLEMENT清掃等	点検代金：1,970,200円 (3台分、諸経費含む) 消費税：98,510円
合 計 金 額	2,068,710円



## 産 業 労 働 局

### 1 実地監査期間

平成16年4月13日から同年5月12日まで

### 2 指 摘 事 項

(歳 入「重点監査事項」)

#### (1) 契約違約金等の収入未済金について適切な処理を行うべきもの

森林事務所は、契約違約金等の収入未済金について、次のとおり、初期段階における事務手続きなどに不適切な処理が認められた。

ア 森林事務所は、「糎谷復旧治山工事」契約(契約金額：1,977万6,000円、契約年月日：平成8年1月23日、契約変更：平成8年3月19日、変更後契約金額2,450万円)をAと締結したが、契約解除を行ったことから、平成8年4月30日に契約違約金179万1,400円、平成8年5月31日に前払金返還に伴う遅延利息6,000円がそれぞれ発生した。

ところで、当該契約違約金等の処理状況を見たところ、表1のとおり、平成8年5月1日に契約違約金の請求を配達証明で郵送したものの、相手側に到達しなかったことを確認したにもかかわらず、この初期段階において現地調査及び公示送達などの処理を全く行っていないこと、平成15年12月17日には代表取締役の住民票調査を行い、移転先の住所、電話番号を確認したにもかかわらず、監査日現在(平成16.4.23)電話等による債務者との直接の折衝を何ら行なっておらず、債務者に債務額等が約8年もの間通知されていないことが認められた。

イ 森林事務所は、「南郷林道開設工事」契約(契約金額：2,884万円、契約年月日：平成6年9月30日)をBと締結したが、契約解除を行ったことから、平成7年3月25日に契約違約金223万2,200円、平成7年5月12日に前払金返還に伴う遅延利息3万6,000円、平成7年4月28日に建設器材等の撤去費用29万9,730円がそれぞれ発生した。

ところで、当該契約違約金等の処理状況を見たところ、表2のとおり、初期段階における配達証明等の未到達時に現地調査及び公示送達などを全く行っていないこと、平成12年3月31日に契約違約金の督促、建設器材等の撤去費、前払金返還に伴う遅延利息の請求を配達証明で代表取締役個人住所宛に送付した結果、到達したにもかかわらず、到達後の現地調査及び債務者との直接の折衝等を全く行っておらず、放置していることが見受けられた。

所は、契約違約金等の収入未済金について適切な処理を行われたい。

( 森林事務所 )

( 歳 入「重点監査事項」)

( 2 ) 収入未済金の処理を適切に行うべきもの

商工部のDに係る東京都立産業貿易センターの未納の時間外使用料等(平成13年5月29日~同年6月4日分)56万3,185円の処理状況をみると、表3のとおり、平成13年6月5日に納入通知書を発送し、同月催告したが、同年7月に連絡不能となった。

このため、同年12月に法人代表者の住民票の調査等を行い、平成14年1月に督促状を送付したが、返戻されたため公示送達を行っている。

しかしながら、公示送達以後監査日現在(平成16.5.12)まで、2年以上所在確認の再調査を行っていないことが認められた。

部は、Dに対して早急に所在確認調査等を行うなど収入未済金の処理を適切に行われたい。

( 商 工 部 )

( 歳 入 )

( 3 ) 講習に係る授業料の受益者負担を適正なものとするべきもの

都立品川技術専門校ほか14校の都立技術専門校・分校では、在職者に対し、職業に必要な能力の向上に要する技能や知識を習得させることを目的に能力向上訓練を実施している。

この訓練の実施に当たっては、受講者から教科書代としての実費とは別に、授業料を徴収している。

この授業料の額の設定は、学科、実技、実技のコース別に、各コースに含まれる講習に要する講師謝礼や実習用消耗品費などを基に算出した講習一時限当たり平均原価に各講習の実施時限数を乗じて得た額を3で除した額としている(参考:受益者負担の考え方 国1/3、都1/3、受講者1/3)。

授業料には、東京都立技術専門校条例施行規則(昭和46年東京都規則第57号)によって上限額が設けられており、平成15年度の場合、学科が1,500円(平成16年度は1,600円)、実技が4,200円(平成16年度は4,600円)、実技が5,700円(平成16年度は6,500円)と定められているが、この額はコース毎の一時限当たり平均原価に24時限を乗じ算出したものである。

ところで、平成15年度の本訓練の実施状況を見たところ、全体で723講座実施しているうちの34講座については、実施時限数が24時限を超え、28時限から36時限で実施されていることが認められた。

授業料の上限額を講習一時限当たり平均原価の24時限分としているのは、局が平成10年度に策定した「学習者指向の訓練ユニットシステム方式による訓練実施要領」により能力向上訓練の実施は1ユニット(24時限)を標準とするとの考えに基づくものである。

しかしながら、このユニットシステム自体は、訓練実施の展開方法を示したものに過ぎず、また、24時限以内で実施されている各コースの講習の授業料は、一時間当たりの平均単価に所定時限数を乗じて算出されていることが認められる。

このことから、部は、能力向上訓練の講習について、実施時限数に見合った授業料を設定し、受益者負担を適正なものとなされたい。

( 雇用就業部 )

( 歳 出 )

( 4 ) 賃借駐車場の利用について抜本的な見直しを検討すべきもの

林業試験場は、駐車場用地として利用するため、Fと土地賃貸借契約(契約年月日:平成15.4.1、契約金額:260万9,469円、履行期限:平成16.3.31)を締結している。

ところで、当該駐車場(アスファルト舗装等で平成6年4月28日に整備。以下「賃借駐車場」という。)は、面積2,222㎡の大きさであるが、来場者が少ないため通常日は閉鎖している。場にはこの賃借駐車場のほか場所有の駐車場(面積約650㎡、駐車台数40台)もあるが、イベント開催時に大型バスが入場できないため、この場合に限り賃借駐車場を利用しており、通常日は場所有の駐車場の使用で充足している。

しかしながら、平成15年度のイベントの開催状況は、表1のとおり、9日間にすぎず、このうち賃借駐車場を利用しているのは、7日間のみであることが認められた。

場は、賃借駐車場の利用について抜本的な見直しを検討されたい。

( 林業試験場 )

(表1) イベントの開催状況

年月日	イベント	来場者数(人)	賃借駐車場の利用有無
平成15.4.17	科学技術週間	55	
平成15.4.18	〃	36	
平成15.4.19	〃	74	
平成15.5.28	研究発表会	70	
平成15.7.23	夏休み環境教室	70	
平成15.8.23	森林ふれあい教室	45	
平成15.10.1	野生キノコ教室	87	
平成15.10.18	森林ふれあい教室	18	
平成15.11.1	西多摩健康フォーラム2003	120	

(表2) 近年の賃借駐車場利用状況(産業労働局作成)

年 度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
イベントの開催日数	7	7	7	10	9
賃借駐車場の利用日数	7	7	7	10	7

平成11年度～13年度は資料がないため推測数字。

(歳出)

(5) 給湯機運転管理委託の廃止に向け検討を行うべきもの

板橋技術専門校は、給湯機運転管理委託について単価契約(契約期間:平成15.4.9～平成16.3.31、契約金額(推定総金額):73万5,000円)をGと締結している。

この契約は、介護サービス科で入浴介護実習等を実施する際に温水を多量に使用することから、その給湯機の運転について委託する必要があるとして、委託時間の設定を1回当たり3時間45分間として、その1回当たり単価を10,500円としている。

しかしながら、この給湯機の運転は、特段の技能または資格免許を要するものでないことから、他の技術専門校においても同種の給湯機を委託によらず運転しており、運転の管理委託をしなければならないとする合理的な理由は見いだせない。

専門校は、給湯機運転管理委託の廃止に向け検討を行われたい。

(板橋技術専門校)

## 建設局

### 1 実地監査期間

平成16年2月16日から同年3月3日まで

### 2 指摘事項

(歳入「重点監査事項」)

#### (1) 収入未済金について適正な手続を行うとともに収入確保に努めるべきもの

都内において国が管理する河川(荒川、多摩川等)の敷地については、河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)第24条の規定により、国土交通大臣が占用許可を行うこととされている。また、都は、法第32条第1項の規定を受けて、東京都河川流水占用料等徴収条例(平成12年東京都条例第95号)を定め、国土交通大臣が許可した占用に係る河川敷地占用料(以下「占用料」という。)を徴収している。

ところで、法第74条第1項によれば、占用料をその納期限までに納付しない者があるときは、納期を指定して、その納付を督促しなければならないとされている。しかしながら、平成16年3月31日時点で、納期限を経過しているにもかかわらず納付されていない占用料の収入未済金が、126件、3,832万4,501円あった。そのうち、大部分の111件、3,092万1,564円については、督促状が発行されていなかった。

また、占用料が複数年にわたり未済になっているにもかかわらず、国が占用許可を更新している事例が多数見られた。

河川部は、納期限を経過している未済金については、督促をするなど適正な手続を行う一方、国へ情報提供するなど連携を図りつつ、占用料の収入確保に努められたい。

(河川部)

(歳入)

#### (2) 早急に電線共同溝整備計画を定めるとともに建設負担金を徴収すべきもの

道路管理者は、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号。以下「法」という。)第3条第1項により電線共同溝を整備すべき道路として指定した道路について、電線共同溝(以下「共同溝」という。)の占用予定者の意見を聴いて工事1件ごとに電線共同溝整備計画(以下「整備計画」という。)を定め、これに基づき共同溝の建設を行わなければならないとされている(法第5条第2項)。また、共同溝の占用予定者は、道路管理者が整備計画に応じて定める額の建設負担金を、道路管理者が定める期限までに納付しなければならないとされている(電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令(平成7年政令第256号)第4条第1

項)。

ところで、第一建設事務所及び北多摩北部建設事務所は、すでに表1のとおりそれぞれ共同溝の設置を伴う工事を実施している。しかしながら、両所とも、共同溝を建設するにあたっては、事前に整備計画を定めなければならないにもかかわらず、監査日(第一建設事務所にあつては平成16.2.20、北多摩北部建設事務所にあつては平成16.2.26)現在に至つても定めていない。このため、結果的に共同溝の占用予定者が負担すべき建設負担金(第一建設事務所179万273円、北多摩北部建設事務所687万1,555円)についても徴収されていない状況となっている。

各所は、早急に本件における整備計画を定めるとともに、建設負担金を徴収されたい。また、今後、共同溝を建設するに当たっては、法に定める手続きを適正に行われたい。

( 第一建設事務所 )

( 北多摩北部建設事務所 )

(表1) 電線共同溝整備工事の内容

	第一建設事務所	北多摩北部建設事務所
工事の名称	街路築造工事(14・放25号後楽)	街路築造工事(15小平3・3・8)
契約金額	6,395万1,300円	6,203万9,250円
契約日	平成15.1.21	平成15.8.29
履行期限	平成15.6.20	平成16.3.18
占用予定者	A外2社	A外4社

## 港 湾 局

### 1 実地監査期間

平成16年4月14日から同月27日まで

### 2 指摘事項

(歳入)

(1) 海上公園施設の駐車場管理許可に係る減額のあり方について検討を行うとともに、減額率の設定に当たり収支の精査を適切に行うべきもの

東京港防災事務所は、東京都海上公園条例(昭和50年東京都条例第107号。以下「条例」という。)第10条第1項に基づき、海上公園施設の駐車場について、同条第2項に基づく財団法人東京港埠頭公社(以下「公社」という。)の申請を受けて、表1のとおり、管理許可を行い、条例第11条第1項に基づき、公社から海上公園施設の使用料を徴収している。また、公社は、管理許可を受けた駐車場を来園者に使用させ、公社が設定した利用料を徴収している。

ところで、公社は、毎年度、当該管理許可申請を行うに当たり、「当該事業の経費負担の増加となり、事業運営に著しく影響が出る」ことを理由として、海上公園施設の使用料の減額申請を行ってきた。この減額申請に対し、所は、公社からの申請資料による減額前の収支見込を妥当なものと判断して、条例第27条第1項に基づき、50%の使用料減額措置を行っている。

しかしながら、平成15年度の本件管理許可に係る収支実績を見ると、表2のとおり、支出実績は1億4,918万5,462円であり、見込みでは計上されていなかった人件費等として6,011万1,365円が計上され、見込み額に比して支出額が大きく異なっているなど、減額措置の決定に当たり収支の精査が不十分であったと認められる。

また、所は、城南島海浜公園において、管理許可を行っている2カ所の駐車場のほかに、土地の一部を駐車場として公社に使用させているが、当該土地の占用許可を行っていないものがある。(延べ59日分)

所は、経費の計上基準及び算出方法を明確にするなど、海上公園施設の駐車場管理許可に係る減額のあり方について検討を行うとともに、減額率の設定に当たり収支の精査を適切に行われたい。また、土地の占用許可を適正に行い占用料(試算:延べ59日分、77万7,750円)を徴収されたい。

(東京港防災事務所)

(表1) 平成15年度公社の管理許可駐車場及び月額使用料一覧

(単位:円)

駐車場名	月額使用料	減額措置後の月額使用料	減額率	年間納付額	許可期間	
大井ふ頭中央海浜公園一号駐車場	1,551,000	775,500	50%	9,309,000	年間	
大井ふ頭中央海浜公園二号駐車場	800,800	400,400	50%	1,511,582	土日祝	
若洲海浜公園一号駐車場	741,100	370,550	50%	4,446,600	年間	
若洲海浜公園二号駐車場	675,000	337,500	50%	4,050,000	年間	
城南島海浜公園一号駐車場	380,600	190,300	50%	2,283,600	年間	
城南島海浜公園二号駐車場	548,600	274,300	50%	1,062,002	土日祝	
辰巳の森海浜公園一号駐車場	800,800	400,400	50%	4,804,800	年間	
辰巳の森海浜公園二号駐車場	A	295,600	147,800	50%	1,525,677	年間
	B	1,122,800	561,400	50%	255,949	土日祝
有明テニスの森公園駐車場	1,734,800	867,400	50%	10,408,800	年間	
計	8,651,100	4,325,550		39,658,010		

(注) 年間納付額は、平成15年度の許可期間に係る納付額実績である。なお、許可期間で「土日祝」と表示されている欄の年間納付額は、月額使用料を当該月の日数で除し、同月の土曜、日曜及び祝日の日数の合計を乗じて得た額の合計である。

(表2) 公社の管理許可駐車場の収支実績調べ(平成15年度)

(単位:円)

項目	見込	実績	増減	備考
収入	130,141,000	160,233,000	30,092,000	
利用料	130,141,000	160,233,000	30,092,000	
支出	143,347,000	149,185,462	5,838,462	
使用料	79,316,000	39,658,010	39,657,990	実績は50%減額措置後
その他	64,031,000	109,527,452	45,496,452	
人件費等	0	60,111,365	60,111,365	実績は公社平均給与の6人分
駐車場業務費	64,031,000	49,416,087	14,614,913	
収支差引	13,206,000	11,047,538	24,253,538	

(注) 見込は、公社が減額申請を行った時点のものである。

(収入「重点監査事項」)

(2) 海上公園施設使用料等に係る保証金の取扱いを適正に行うべきもの

東京港防災事務所は、東京都海上公園条例(昭和50年東京都条例第107号)第10条第2項により、大井ふ頭中央海浜公園食堂をAに管理許可(平成9.4.1~平成14.3.31)した。

同条例施行規則(昭和50年規則第242号)第13条によれば、管理許可に係る保証金は、使用料の3箇月分の額とし、海上公園施設の管理の許可を受けた者が納付すべき金額を納付しないときは、当該納付すべき金額に充当する、としている。



ところで、所は、経営状況悪化などを理由として、Aから営業打ち切り願いが提出されたことから、平成13年3月31日にAに対する管理許可の取り消しをしているが、この際、発生していた海上公園施設使用料等の滞納金(727万3,931円)に保証金(106万3,200円)を充当すべきところを、監査日現在(平成16.4.19)行っていないのは適正でない。

所は、海上公園施設使用料等に係る保証金の取扱いを適正に行われたい。

(東京港防災事務所)

(支出)

(3) 街路灯、橋梁灯に係る電気料金について会計負担を適正に行うべきもの

東京港管理事務所では、港湾道路(臨港道路・埋立道路)77.2キロメートルのうち、42.17キロメートルを一般会計の管理道路とし、残りの35.03キロメートルを臨海地域開発事業会計(以下「臨海会計」という。)の管理道路として区分し、それぞれの維持管理等に必要な経費については、一般会計及び臨海会計の2会計で負担することとしている。

ところで、平成15年度の港湾道路に設置している街路灯、橋梁灯に係る電気料金の会計別の負担状況について見たところ、表3のとおり、負担区分の誤りが認められた。

このことは、事務手続における相互チェックが十分機能していないことから生じたものでこの結果、一般会計の負担金額が96万5,004円過大となっている。

所は、会計間における振替処理を行うとともに、今後、街路灯、橋梁灯に係る電気料金について会計負担を適正に行われたい。

(東京港管理事務所)

(表3) 街路灯、橋梁灯に係る電気料金の会計別負担状況

(単位：個、円)

会計区分	支払実績(誤)		支払うべき金額(正)		差額 (誤 - 正)
	設置個数	電気料金	設置個数	電気料金	
一般会計	2,433	156,079,434	2,377	155,114,430	965,004
臨海会計	1,716	28,967,176	1,772	29,932,180	-965,004
合計	4,149	185,046,610	4,149	185,046,610	0

## 交 通 局

### 1 実地監査期間

平成16年5月6日から同月27日まで

### 2 指 摘 事 項

(収 入)

(1) 料金箱収入を適切に調定すべきもの

自動車部は、

自動料金収納機(バス内に設置して乗客が投入する料金を受領するもの、以下「料金機」という。)

料金箱(バス内の料金機に挿入して現金等を収納するもの)

自動料金精算装置(営業所内に設置して、料金箱を挿入すると現金等を自動的に回収(以下「精算」という。)するもので、この装置等によらなければ料金箱の現金収納部を開扉できない。)

等からなる一連の機器を設置し、可能な限り職員の手を介さずに料金箱に収納された現金(以下「料金箱収入」という。)を回収し、紛失等の事故を未然に防止できる、料金箱収入の管理システムを構築している。

部は、料金箱から回収した現金を営業日ごとに集計した金額をもって料金箱収入の調定額とすることとしているが、調定金額が適正であることを担保するため、紙幣については料金投入時に料金機が数えた金額(以下「料金機計数データ(紙幣)」という)を、硬貨については自動料金精算装置が料金箱から回収する際に数えた金額(以下「精算装置計数データ(硬貨)」という)を、「金種別集計表」として帳票出力し、現金有り高と照合することなどとしている。

そこで、平成15年度の下半期に係る料金箱収入の調定事務について見たところ、監査対象とした全ての事業所において、次のとおり適切でない事例が見受けられた。

ア 料金機計数データ(紙幣)と現金有り高を照合したところ、表1のとおり、全体の19.3%の日についてデータが現金と相違することが認められた。

部及び料金機の製作者であるAは、運行中のバス内においては料金機が紙幣を正確に計数できないことがあるために相違が発生するとしているが、その解消に必要な措置を講じていない。

イ 精算装置計数データ(硬貨)と現金有り高とを照合したところ、表2のとおり、全体の3.6%の日でデータが現金有り高と相違することが認められた。

所は、相違が発生したときは、その原因を特定し、調定金額が適正であることを確認して

いるとしているが、表2に掲げる全ての相違について、原因を明らかにする文書（故障修理を行った場合にはその修理報告書等）を確認できない。

ウ 南千住自動車営業所及び同営業所青戸支所において、料金箱収入の平成15年度分の収入調定が適正であるかを、計数データが出力されている金種別集計表等により確認しようとしたところ、表3のとおり、調定に必要な帳票類が保存されていない。

エ 部は、料金機に投入できなかった乗車料金等は、その金額、投入できなかった原因等を「金種別表(別表)」に記載するとともに、個人別追加収入として個別に計上することとしている。これは、個人別追加収入は、料金箱収入の管理システムから外れたものとなるため、厳正に取り扱う必要があるためである。

しかしながら、「金種別表(別表)」について見たところ、早稲田自動車営業所、北自動車営業所、葛西自動車営業所では、個人別追加収入の金額や発生原因等を記載すべき「金種別表(別表)」を作成していない。

また、実地監査の対象となった他の全ての所において「金種別表(別表)」の記事を確認したところ、料金機故障のため発生と記載している場合に料金機等を修繕した記録と照合できないなど、記事の内容を証する文書を確認できない。

オ 部は、乗客が誤った金額を料金機に投入するなど、過払いとなった乗車料金が料金箱に収納されている場合、自動料金精算装置により精算し、料金箱収入を確定したのち、過払金を料金箱収入から控除するものとしている。これは、自動料金精算装置により精算を行う前に料金箱を解錠し、過払金を取り除いた場合、料金箱収入の金額が適正であることを担保できなくなるためである。

しかしながら、各所における過払金の取扱いについて見たところ、北自動車営業所では、自動料金精算装置により精算する前に料金箱から過払金を取り出している。

部は、料金箱収入の管理システムをより有効に機能させるため、料金機計数データの相違の解消に努めるとともに、所が適切な調定事務を行うよう指導されたい。

また、所は、料金箱収入の管理システムの意義を認識し、料金箱収入の調定事務を適切に行われたい。

( 自動車部 )

( 早稲田自動車営業所 )

( 巣鴨自動車営業所 )

( 北自動車営業所 )

( 江戸川自動車営業所 )

( 深川自動車営業所 )

( 南千住自動車営業所 )

(表1) 紙幣に係る計数データと現金有り高と相違

(平成15.10.1から平成16.3.31までの183日間分、営業所別集計、単位：日、%、円)

所名	相違日数	相違発生率	金額		
			データ>現金	データ<現金	合計
早稲田自動車営業所	67	36.6%		1,058,000	1,058,000
巣鴨自動車営業所	30	16.4%	31,000	173,000	204,000
北自動車営業所	35	19.1%	56,000	91,000	147,000
練馬支所	39	21.3%	1,000	397,000	398,000
臨海自動車営業所	46	25.1%	117,000	344,000	461,000
東小松川分駐所	21	11.5%		220,000	220,000
葛西自動車営業所	41	22.4%	110,000	149,000	259,000
深川自動車営業所	3	1.6%		645,000	645,000
合計	282	19.3%	315,000	3,077,000	3,392,000

注) 早稲田自動車営業所はデータとの相違金額を個人別追加収入として計上しているため、個人別追加収入計上額を相違金額として算定している。

(表2) 硬貨に係る計数データと現金有り高と相違

(平成15.10.1から平成16.3.31までの183日間分、営業所別集計、単位：日、%、円)

所名	相違日数	相違発生率	金額		
			データ>現金	データ<現金	合計
早稲田自動車営業所	11	6.0%	0	87,960	87,960
巣鴨自動車営業所	5	2.7%	75,210	53,460	128,670
北自動車営業所	14	7.7%	153,144	792,706	945,850
練馬支所	0	0%	0	0	0
臨海自動車営業所	11	6.0%	228,846	2,218,027	2,446,873
東小松川分駐所	2	1.1%	0	26,610	26,610
葛西自動車営業所	8	4.4%	59,020	122,960	181,980
深川自動車営業所	2	1.1%	0	93,640	93,640
合計	53	3.6%	516,220	3,395,367	3,911,583

注) 早稲田自動車営業所はデータとの相違金額を個人別追加収入として計上しているため、個人別追加収入計上額を相違金額として算定している。

(表3) 保存されていなかった帳票の一覧

帳票名	帳票の用途	未保存期間	
		南千住	青戸
金種別表	料金箱の計数データに個人別追加収入、回数券・定期券等の売上金額等を加算し、両替、返金額等を減算して、収益の現金有り高を計算する帳票	11か月分	10か月分
金種別表(別表)	個人別追加収入及び返金等が発生した場合にその詳細内容を記載する帳票	8か月分	5か月分
金種別集計表	料金箱に収納されていた現金の計数データを自動料金精算装置が帳票出力したもの	3か月分	11か月分
個人別追加収入内訳表	個人別追加収入を事務管理システムが帳票出力したもの	8か月分	11か月分

( 収 入 )

( 2 ) 杉並支所の管理委託に係る契約を適切に行うべきもの

自動車部は、平成15年4月1日から、早稲田自動車営業所杉並支所(以下「支所」という。)におけるバス路線(王78系統及び宿91系統)の運転業務、運行管理業務、整備管理業務及びこれらに付随する業務をBに特命により4億7,376万7,560円で委託している。

委託内容は、Bが、局のバス車両29両、支所施設並びに運行管理等に必要な所内の機械設備等の貸与を受けてバスの運行を行い、これによる収益を部に引き継ぐものであり、Bは、平成15年度に2億9,367万8,973円の料金箱収入等を部に引き継いでいる。

契約書によると、Bは料金箱収入を引き継ぐにあたり、毎日の引き継ぎ金額を記載した「収入調定書」を提出することとなっており、支所を所管する早稲田自動車営業所(以下「所」という。)が収入調定書の送付を受けて収入調定を行っている。

ところで、自動車営業所における料金箱収入等は、料金箱収入の計数データを記載した「金種別集計表」等と調定金額とを照合することにより、調定金額の適正性が確認されるものである。

しかしながら、管理委託契約においては、仕様書により金種別集計表等の提出をBに義務づけておらず、その結果、所では、支所から引き継がれた調定金額が適正であるかどうかを確認できない状態となっている。

部は、適切な仕様により管理委託契約を締結されたい。

( 自動車部 )

( 支 出 )

( 3 ) 契約手続を適切に行うべきもの

建設工務部は、荒川線軌道検査及び点検作業委託契約(契約期間:平成15.4.1~平成16.3.31、推定総金額:2,467万5,000円)をCと特命により締結している。

本委託業務は、軌道検査工(電車軌道検査基準による作業検査及び材料検査)、ポイント点検工、ガードレール点検工、締結装置点検工、ガードレール補修工を行うこととしており、項目ごとに単価を設定し、複数単価により契約をしている。

ところで、東京都交通局契約事務規定(昭和39年東京都交通局規定第15号)第16条によると、予定価格は、価格の総額について定めなければならないと定めており、単価契約はあらかじめ契約前に数量を確定し得ない場合等に総価契約に代えて行うものとされている。

しかしながら、当該契約は、あらかじめ検査及び点検すべき数量が確定していることから、総価による契約とすべきであり、単価契約により契約しているのは適切でない。

部は、契約手続を適切に行われたい。

( 建設工務部 )

( 支 出 )

( 4 ) 給食業務に係る委託契約を適切に行うべきもの

職員部は、自動車営業所等 29 事業所において職員の福利施設として、食堂を設置し、その運営をDに特命により委託している。( 契約期間：平成 15 . 4 . 1 ~平成 16 . 3 . 3、契約金額：4,277万7,000円)

委託業務の内容は、

局の提供する食堂施設等を利用し、調理師および補助者により、有料(材料費を総売上高の2分の1とする)で食事を提供すること。

営業時間は事業所ごとに定めている。

休業日は管理者との協議により定めた日とする。

管理者との協議により臨時に休業することができる。

となっており、仕様書において、各食堂の営業日数を明確に定めていない。

そこで各食堂の営業日数を確認したところ、委託料の積算においては29所合計8,103日となっているのに対し、実績報告では7,877日となっている。現状の仕様書では営業日数を明確に定めていないため契約金額の減額はできないものとなっているが、仕様書において営業日数を定めることにより、表4のとおり、119万3,088円の委託料を節減することができる。

部は、適切な仕様により給食業務に係る委託契約を締結されたい。

( 職 員 部 )

( 表 4 ) 営業日数見合いの支払いとすることにより節減できる金額

( 単位：円、日 )

事項	契約金額 a	契約 日数 b	実績 日数 c	実績に対応する 金額 d = a × c / b	節減できる 金額 e = a - d
a 各食堂人件費計	157,556,885	8,103	7,877	153,162,481	4,394,404
b 管理費 A × 0.1	15,755,688	-	-	15,316,248	439,440
c 直接材料費 E × 0.5	132,572,572	-	-	128,875,004	3,697,568
d 合計 A + B + C	305,885,145	-	-	297,353,733	8,531,412
e 売上見込額	265,145,145	8,103	7,877	257,750,007	7,395,138
f 委託費 D - E	40,740,000	-	-	39,603,726	1,136,274
g 消費税 F × 0.05	2,037,000	-	-	1,980,186	56,814
合計 F + G	42,777,000	-	-	41,583,912	1,193,088

## 水 道 局

### 1 実地監査期間

平成16年2月10日から同年3月12日まで

### 2 指 摘 事 項

(収 入「重点監査事項」)

#### (1) 未収金等の債権管理事務処理を適切に行うべきもの

局の管理している未収金等の債権について事務処理状況を見たところ、以下のように適切でない事例が認められた。

ア 渋谷営業所では、未納となっていた水道料金2件(9万5,642円(平成11年9月~平成13年4月)及び7万6,796円(平成12年4月~平成13年11月))について、それぞれ平成13年4月17日(最終期限:同年11月30日)、同年10月17日(最終期限:平成14年2月28日)に履行延期特約を締結しているが、支払期日が経過して支払いがないにもかかわらず、何ら交渉を行わないまま期間が経過し、両件とも申込者が所在不明となり徴収停止とした。

イ 世田谷西営業所では、給水工事収入2万7,813円について、平成12年7月12日で納入通知書を発行(納付期限:同月25日)し、平成12年8月8日に催告書を送付(納付期限:同月15日)した後、同年9月6日及び20日に電話催告していたが、それ以降、特に申込者に対して徴収努力を行わないまま、平成15年7月25日に時効が完成している。

ウ 金町浄水管理事務所では、A社が平成11年8月20日付けで破産宣告を受けたことから、同社との業務委託契約を解除し、これに伴い、同日付けで、127万9,007円の契約違約金の債権額が確定していたにもかかわらず、破産債権の届出期間内(平成11年9月20日まで)に債権の届出を行わなかったため、債権回収の機会を失った。

局は、未収金等の債権管理事務処理を適切に行われたい。

( 渋谷営業所 )

( 世田谷西営業所 )

( 金町浄水管理事務所 )

(支 出)

#### (2) 単価契約による工事の実施について改善すべきもの

給水部は、配水管及び付属施設の維持補修や突発的な事故等、緊急対応が必要な工事を迅速かつ的確に実施するために、随意契約により、表1のとおり「水道緊急工事請負単価契約(維持補修工事)」(以下、「水道緊急工事単価契約」と言う。)を43者との間に締結している。

一方、局事業運営上速やかな対応が必要な工事に対応するため、競争入札により、表2のと

おり「配水管小規模整備工事請負単価契約」(以下、「小規模整備工事単価契約」という。)を49者との間に締結している。

そこで、これらの契約について見たところ、不適切な事例が見受けられた。

(表1) 水道緊急工事単価契約の概要

件名	水道緊急工事請負単価契約(維持補修工事)	
相手方	43者	
委託期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日まで	
契約の方法等	特命(43者全員から見積書を徴取し、最低単価の者の単価で43者と契約する。)工種・作業別に単価を設定し、発注することに工事内容から工事金額を決定する	
見積方法	代表的な11の工種の単価を合計した額について見積を行う。	
推定総金額	36億8,500万円	
目的	都内各所で発生する配水管及び付属施設の維持補修や突発的な事故等、緊急対応が必要である工事を迅速かつ的確に施工するため	
適用工事	住民サービスの面で緊急対応が必要な工事 水道施設の保安全管理上、緊急対応が必要な工事 道路の保安全管理上、緊急対応が必要な工事 他企業工事に伴う、小規模な支障移設工事 その他緊急対応が必要な小規模工事	
施工の流れ	施工決定	「水道緊急工事(維持補修)施工決定及び経過簿」により、施工及び施工業者を決定
	指示	「工事着手指定」により、施工業者に指示
	工事	工事を実施し、竣工後「工事施工確認願」、「工事写真」等を施工業者が提出
	検査	「工事写真」及び「工事施工確認願」により、竣工検査を行い、工事内容及び工事金額を確定

(表2) 小規模整備工事単価契約の概要

件名	配水管小規模整備工事請負単価契約	
相手方	49者	
委託期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日まで	
契約の方法等	指名競争入札(入札参加者全員で入札し、最低単価の者の単価で49者と契約する)工種・作業別に単価を設定し、発注することに工事内容から工事金額を決定する	
入札方法	代表的な12の工種の単価を合計した額について競争入札を行う。	
推定総金額	330件 34億7,800万円	
目的	道路調整上等で必要な工事及び小規模で点在している取替対象管の整備等、局事業運営上速やかな対応が必要な小規模工事に対応する	



適用工事	道路工事調整上必要となる管工事 濁水・出水不良・漏水修理及び予防等に必要となる管工事 再開発及び区画整理事業等公共事業に伴う工事 小規模で点的に残っている取替対象管整備工事 震災対策上必要な整備工事 その他当局が必要と認める工事									
施工の流れ	<table border="1"> <tr> <td>起工</td> <td>概略設計及び概略積算を行う</td> </tr> <tr> <td>指示</td> <td>「工事着手指定」により、施工業者に指示</td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td>工事を実施し、竣工後「工事施工確認願」、「工事写真」等を施工業者が提出</td> </tr> <tr> <td>検査</td> <td>「工事写真」及び「工事施工確認願」により、竣工検査を行い、工事内容及び工事金額を確定</td> </tr> </table>	起工	概略設計及び概略積算を行う	指示	「工事着手指定」により、施工業者に指示	工事	工事を実施し、竣工後「工事施工確認願」、「工事写真」等を施工業者が提出	検査	「工事写真」及び「工事施工確認願」により、竣工検査を行い、工事内容及び工事金額を確定	
起工	概略設計及び概略積算を行う									
指示	「工事着手指定」により、施工業者に指示									
工事	工事を実施し、竣工後「工事施工確認願」、「工事写真」等を施工業者が提出									
検査	「工事写真」及び「工事施工確認願」により、竣工検査を行い、工事内容及び工事金額を確定									

ア 部は、水道緊急工事単価契約の受注者 43 者及び小規模整備工事単価契約の受注者 49 者を各支所に 5～10 者の班に区分けし、原則として支所ごとに区分けされた班の受注者の中から、各支所において実際に発注する個別の工事の受注者を選定することとしている。

その場合、各支所における受注者の具体的な選定状況について見たところ、選定基準・手続きを明確にしないまま、工事案件ごとにケースバイケースで、受注者を決定しているため、表 3 の事例のとおり、支所ごとの請負者の受注状況は、受注件数と受注金額に偏りが生じている。

このような状況は、工事の発注面での透明性及び公正性の上で問題がある。

部は、水道緊急工事単価契約及び小規模整備工事単価契約による工事の発注に当たっては、受注者の選定方法を明確に定める必要がある。

(表 3) 水道緊急工事単価契約及び小規模整備工事単価契約にかかる請負者別受注件数及び受注金額 (単位：千円)

請負者	所在地	水道緊急工事				小規模整備工事				合計	
		件数	金額	構成率 (%)		件数	金額	構成率 (%)		金額	構成率 (%)
				件数	金額			件数	金額		
B	世田谷区	34	7,413	4.3	1.6	4	16,024	11.8	3.9	23,437	2.7
C	世田谷区	161	83,874	20.3	17.8	5	70,199	14.7	17.0	154,073	17.4
D	世田谷区	159	74,166	20.0	15.8	7	79,053	20.6	19.1	153,219	17.3
E	港区	318	262,988	40.1	55.9	12	166,043	35.3	40.1	429,031	48.5
F	世田谷区	41	15,670	5.2	3.3	3	46,775	8.8	11.3	62,445	7.1
G	世田谷区	81	26,383	10.2	5.6	3	35,529	8.8	8.6	61,912	7.0
南部第二支所計		794	470,494			34	413,623			884,117	
H	渋谷区	45	15,698	4.8	3.8	2	40,652	7.1	11.3	56,350	7.3
I	足立区	185	76,401	19.7	18.4	5	49,822	17.9	13.8	126,223	16.3
J	練馬区	69	36,527	7.4	8.8	3	47,099	10.7	13.1	83,626	10.8
K	北区	270	102,253	28.8	24.6	4	46,774	14.3	13.0	149,027	19.2
L	練馬区	138	110,787	14.7	26.7	5	50,351	17.9	14.0	161,138	20.8
M	北区	230	73,881	24.5	17.8	2	21,709	7.1	6.0	95,590	12.3
N	練馬区					2	24,146	7.1	6.7	24,146	3.1
O	中野区					3	33,645	10.7	9.3	33,645	4.3
P	板橋区					2	45,655	7.1	12.7	45,655	5.9
北部支所計		937	415,547			28	359,853			775,400	

(注) 南部第二支所と北部支所の二箇所を例示したものである。

イ 水道緊急工事単価契約においては、「工事着手日指定書」により個別工事を請負者に発注している。

しかしながら、「工事着手日指定書」には、施工箇所、工期などの記載はあるものの、工事内容には「試験堀」等の作業種別が記載されているのみで、個別工事にかかる具体的な指示が明記されておらず、指示のとおり竣工しているかについての検査・履行確認が行えないものとなっている。

部は、工事内容を明確にして、工事を発注すべきである。

ウ 南部第二支所は、世田谷区が仮称勝国寺通りの拡幅及び電線共同溝の整備を行うのにあわせて、既設水道管の布設替えを行うこととした。その施工工程は、世田谷区と協議のうえ、平成15年2月から3月中旬に実施することが決定された。また、施工に当たっては、世田谷区が発注する拡幅及び道路工事の受託者に既設水道管の布設替工事を特命する予定であった。

しかしながら、世田谷区との連絡調整が不十分であったことから、水道工事資格のない者が工事受託者となったことの把握が遅れ、その結果として平成14年度内に小規模整備工事単価契約による施工ができなくなった。このため、表4のとおり翌年度において、水道緊急工事単価契約による割高な工事によって実施せざるを得なくなった。

このことにより、小規模整備工事単価契約で実施した場合と比較して約1,000万円の不経済支出が生じている。

部は、この種の工事を施工する場合には、関係者との連絡調整を密に行う必要がある。

(表4) 水道緊急工事単価契約で実施した布設替え工事

指示番号	工事内容	通知	着手	完了	請負者	金額
201	配水小管新設工	4月1日	4月3日	4月14日	Q	3,788,243
202	配水小管新設工	4月1日	4月7日	4月17日	Q	6,531,224
203	配水小管新設工	4月1日	4月10日	4月30日	Q	455,419
204	配水小管新設工	4月1日	4月14日	4月21日	Q	2,188,313
205	配水小管新設工	4月1日	4月2日	4月24日	Q	4,771,602
206	配水小管新設工	4月1日	4月18日	4月25日	Q	2,028,501
207	配水小管新設工	4月1日	4月21日	6月18日	Q	4,313,073
208	配水小管新設工	4月1日	4月23日	6月16日	Q	2,311,766
	計 (a)					26,388,141
	小規模整備工事で実施した場合 (b)					16,096,766
	差額 (c = a - b)					10,291,375

( 南部第二支所 )

( 北部支所 )

( 給水部 )

(その他)

(3) 参加費の会計処理を適正に行うべきもの

水源管理事務所では、水源を守る管理作業の体験を通じて、水源地にふさわしい森に再生する取組みを広く一般に周知することを目的として、東京都水源林の見学と森林保全体験(間伐作業)を一泊二日で行う森林保全体験学習会を実施している。

この学習会は、都民等を対象として、広報東京都、水道局ホームページ等で参加者を募り、一人5,000円の参加費を徴し、参加費を宿泊費の一部に充てることとしている。

ところで、その参加費の管理について見たところ、参加者に水源管理事務所の多摩川水源森林隊代表者名義の銀行口座あて参加費を送金させ、宿泊前日に同口座から引き出した現金と水道局の負担する経費と合わせ宿泊代として支払っている。

しかしながら、当該学習会は、水源管理事務所の事業として実施していることから、参加費を局の収入として計上していないのは適正でない。

所は、参加費の会計処理を適正に行われたい。

( 水源管理事務所 )

### 3 意見・要望事項

(1) 職員住宅の退去時における費用の負担区分の明確化について検討すべきもの

職員部は、職員及び主としてその収入により生計を維持する親族を居住させるため、職員住宅を設置しており、平成16年1月末現在、一般住宅13箇所259戸、独身寮11箇所270戸及び災害対策住宅1箇所12戸の修繕業務を委託により実施している。

その職員住宅の修繕の執行状況(一般修繕81件474万4,913円、空き家修繕56件1,685万2,836円)について見たところ、入居者が退去時に行う修繕及び清掃(以下、「退去時修繕等」という。)については、東京都水道局職員住宅の管理等に関する規程(昭38年東京都水道局管理規程第14号)第21条により入居者が設置したエアコン等を撤去するなどの原状回復のみを求めている。その他の修繕については入居期間中の過失などによる入居者の責任で修繕すべきものか部の責任で対処すべきものかを明確にしないまま、次の入居者の入居前に、空き家修繕として全額、部の負担で実施していることが認められた。

ところで、知事部局など他局の職員住宅においては、退去時修繕等について入居後に設置したエアコン等はもとより、原状回復の内容を畳表の貼替えや襖の貼替えなど明確に列挙し、退去者の負担と局の負担とを明確に区分し、それぞれ費用を負担している。

しかしながら、水道局の職員住宅においては、退去に伴う費用の負担区分を明確にすることなく、部で全て負担している。

部は、退去時における費用の負担区分を明確にするよう検討されたい。

( 職 員 部 )

( 2 ) 災害対策住宅における管理職員用住宅の運用方法について検討すべきもの

総務部は、平成 7 年の阪神・淡路大震災の教訓から、震災時における初動態勢の充実強化を局の最重要課題の一つであるとして、夜間・休日等における災害等の発生に対しその初動期における災害対策要員を確保するために、局独自の災害対策住宅を設置することとし(「東京都水道局震災応急対策計画における初動要員の確保について(方針決定)」(平成 8 年 3 月局長決定))、平成 9 年 3 月に上高田職員住宅を建て替えて(総工費：2 億 5 4 万 1, 0 0 0 円)、平成 9 年 5 月より災害対策住宅としての運用を開始している。

上高田災害対策住宅の運用は、設置当初において設置戸数 1 2 戸のうち 6 戸(3DK)は災害対策のために一般職員が入居し、残りの 6 戸(2DK)は災害発生当初に都災害対策本部等に詰める管理職員(5 名以上)を職指定により入居させることとしていた。

ところが、平成 9 年 1 1 月に運用方法を変更し、当分の間、指定管理職員 6 名が 2 名 3 班体制により一週間交替で待機することとなり(「上高田災害対策職員住宅待機室(2DKタイプ)における運営方法等について」(平成 9 年 1 1 月局長決定))、監査日(平成 1 6 . 3 . 1 2 )現在、引き続き当該運用方法が継続して適用され、表 5 のとおり、4 戸は空室となっており、有効に利用されていない。

部は、災害対策住宅における管理職員用住宅の運用方法について検討されたい。

( 総 務 部 )

( 表 5 ) 災害対策住宅(管理職員用)の待機状況

	1 0 3 号室及び 1 0 4 号室	2 0 3 号室及び 2 0 4 号室	3 0 3 号室及び 3 0 4 号室
第 1 週目	管理職員 A 及び B が住み込みで待機		
第 2 週目		管理職員 C 及び D が住み込みで待機	
第 3 週目			管理職員 E 及び F が住み込みで待機
第 4 週目	管理職員 A 及び B が住み込みで待機		
第 5 週目		管理職員 C 及び D が住み込みで待機	
第 6 週目 (以下繰返し)			管理職員 E 及び F が住み込みで待機

( 注 ) 待機者は、毎週金曜日の勤務時間終了時に次の班に交替

## 下 水 道 局

### 1 実地監査期間

平成16年1月19日から同年2月9日まで

### 2 指 摘 事 項

(収 入「重点監査事項」)

(1) 督促を適正に行い徴収に努めるべきもの

下水道法(昭和33年法律第79号)で定められる下水道料金等を、納期限までに納めない者があるときは、長は期限を指定して督促しなければならない(地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第1項)とされている。

ところで、業務部は、工業用水道に係る下水道料金の調定、収納を行っているが、その督促の状況について見たところ、滞納者32人(滞納金額合計1億6,422万余円)のうち、監査日(平成16.2.9)現在、滞納者24人(滞納金額合計5,424万余円)に対して督促を行っていないことが認められた。

部は、督促を適正に行い、徴収に努められたい。

( 業 務 部 )

(収 入「重点監査事項」)

(2) 未収金に係る会計処理を適正に行うべきもの

南部建設事務所は、国道15号線蒲田立体交差事業実施設計委託契約(契約日:平成14.6.11)を締結したAが破産宣告を受けた(平成14.9.18)ことに伴い、当該契約を解除するとともに、発生した契約違約金44万1,000円について、破産管財人に対して請求(平成14.10.10)している。

ところで、所は、平成14年12月24日に6,123円配当がある旨の通知を、破産管財人から受けたことから、先に調定した44万1,000円を取り消し、配当額6,123円について調定を行い、収入している。

しかしながら、契約違約金として発生した債権額(44万1,000円)から配当を受けた額(6,123円)を差し引いた残額43万4,877円の未収金については、不納欠損処分を行うべきものであるにもかかわらず、調定を取り消すことにより債権が発生しなかったこととする処理を行っていることは適正でない。

所は、未収金にかかる会計処理を適正に行われたい。

( 南 部 建 設 事 務 所 )

(収 入)

(3) 行政財産の使用許可に伴う使用料の算定等を適切に行い、収入の確保を図るべきもの

経理部が行っている行政財産の使用許可に伴う、平成15年度における使用料の算定等について見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。

ア 部は、日本ビル庁舎の一部を事務室等として使用許可(許可期間:平成15.4.1~平成16.3.31)するにあたり、その使用料単価を事務室の条件に応じて、表1のとおり定めている。ところで、部は、Bに対し表2のとおり、本社事務室として使用許可している。

しかしながら、このうち、使用料単価が事務室bとされている部分は、ライトコートに面していることから、事務室aとされるべきものである。使用料単価の適用を誤った結果、表2のとおり使用料584万7,756円が徴収不足となっている。

(表1) 日本ビル庁舎事務室使用料単価

種 別	単価(円/㎡)	種 別 の 説 明
事務室 a	6,518	J Rに面する窓のある部屋またはライトコートに面する窓のある部屋
事務室 b	5,668	朝日東海ビルに面する窓のある部屋
事務室 c	4,818	窓のない部屋
事務室 d	2,409	天井が低く、配管が露出しているため使用用途が倉庫として限られる部屋

(表2) Bに対する日本ビル庁舎の使用許可の内容

使用料単価(円/㎡)		面 積		年 額 使 用 料		差 額 ( - )
		誤(㎡)	正(㎡)	誤( )	正( )	
事務室 a	6,518	632.25	1,178.26	円	円	円
事務室 b	5,668	546.01	0			
事務室 c	4,818	248.69	248.69			
事務室 d	2,409	62.36	62.36			
P Rコーナ-	6,518	29.71	29.71			
計		1,519.02		109,128,960	114,976,716	5,847,756

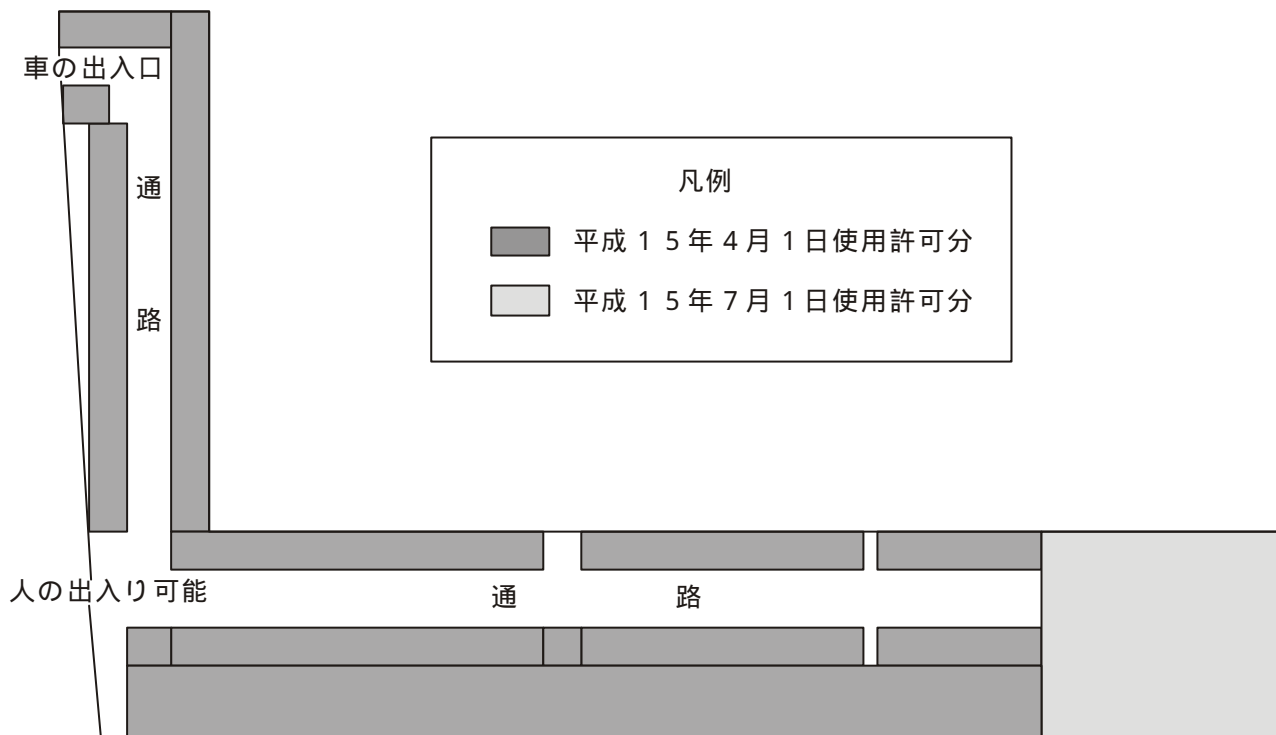
(注) P Rコーナーは、50%減額している。

イ 部は、新河岸東処理場(右岸)用地の一部を、表3のとおり、Bに対し駐車場用地として使用許可(許可期間:平成15.4.1~平成16.3.31)しているが、その範囲は、図1のとおり、駐車場の区画として使用されている範囲から、通路部分等(1,452.10㎡)を除外したものである。

しかしながら、当該通路部分は、駐車場として使用するために不可欠の部分であり、また、

金網で囲われて駐車場として一体のものとして使用されていることから、使用許可の対象範囲に含めるべきものである。使用許可の対象範囲を誤った結果、表4のとおり使用料453万9,264円が徴収不足となっている。

(図1) 駐車場の概略図



(表3) Bに対する新河岸東処理場(右岸)用地の使用許可の内容

面積(m <sup>2</sup> )	使用目的	年額使用料(円)
3,094.1	駐車場用地	9,672,156

(表4) 使用料の算出

区分	面積	月額単価	年額使用料
正( )	4,546.20 m <sup>2</sup>	521円	14,211,420円
誤( )	3,094.1	521	9,672,156
差( - )	1,452.10	-	4,539,264

ウ 部は、新河岸処理場用地の一部を、表5のとおり、駐車場用地としてBに使用許可しており、その使用料は、新河岸処理場を評価対象区画として算定された使用料単価によって算出されている。

しかしながら、当該用地は、図2のとおり、新河岸処理場とは、2車線の区道を挟んだ別

個の区画の土地であることから、使用許可されている用地を評価対象区画として使用料単価を算定すべきである。評価対象区画を適正にした場合、表6のとおり使用料39万8,328円が増加する。

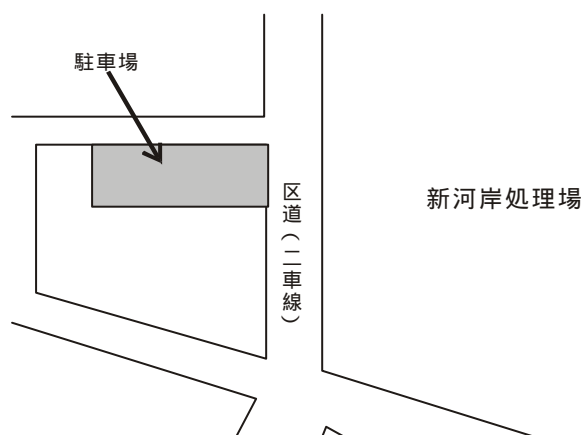
(表5) Bに対する新河岸処理場用地の使用許可の内容

面積(m <sup>2</sup> )	使用目的	使用料単価	年額使用料
614.7	駐車場用地	552円	2,035,884円

(表6) 使用料の算出

区分	路線価	奥行低減	広大地減価	評価額	月額単価	年額使用料
正( )	264,000円	なし	なし	264,000円	660円	2,434,212円
誤( )	264,000円	10%	7%	220,968	552	2,035,884
差( - )	-	-	-	43,032	108	398,328

(図2) 駐車場の区画



部は、行政財産の使用許可に伴う使用料の算定等を適切に行い、収入の確保を図るべきである。

( 経 理 部 )

( 支 出 )

(4) 委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの

流域下水道本部は、清瀬処理場場内整備実施設計委託契約(契約金額:241万5,000円、契約日:平成15.8.19、完了日:平成15.10.31)をCと締結している。委託内容は、表7のとおりであり、設計完了後に表8に掲げる図書を提出することとしている。



そこで、提出図書を見たところ、監査日（平成16.2.3）現在、ビオトープ設置工事の実施設計のうち、造成工事及び<sup>さくせい</sup>鑿井工事については実施設計図が納品されているものの、植栽等他の工事については実施設計図が納品されておらず、実施設計説明書においても、ビオトープ設置計画については目次のみが作成されている状況となっている。

しかしながら、本部は、平成15年11月14日に履行確認を行い、委託完了と認め契約代金全額を支払っており、適正でない。

本部は、委託契約に係る履行確認を適正に行われたい。

（流域下水道本部）

（表7）清瀬処理場場内整備実施設計委託の内容

項目	概要
ビオトープ設置工事の基本及び実施設計	清瀬処理場周辺の小学校、自治体、市民団体等が構成する「清瀬処理場にビオトープをつくる会」の検討内容に基づいて、基本計画を作成し、詳細設計を行う。
見学者通路バリアフリー化工事の実施設計	吐口付近の見学者通路の段差解消にかかる実施設計
汚泥焼却炉排水工事の実施設計	汚泥焼却炉ホッパー下の排水工事実施設計

（注）ビオトープ：ある限られた地域に、元来そこにあった自然風景を復元すること

（表8）提出図書

基本設計図、**実施設計図**、**基本設計説明書**、実施設計説明書、施工計画説明書、数量計算書、工事設計書、工事特記仕様書

（注）太字の図書について、一部が納品されていなかった。

（支出）

（5）競争性を確保した契約を行うべきもの

東部第一管理事務所は、お台場海浜公園に漂着する白色固形物（オイルボール）の漂着状況を確認するために巡視点検を行っており、お台場海浜公園白色固形物巡視点検委託契約（契約金額：668万8,500円、契約期間：平成15.4.1～平成16.3.31）を、特命によりDと締結している。

当該契約における特命理由は、「白色固形物の性状を見極め判別し、迅速に対応可能な熟練した作業員でなければならない。については、維持管理の専門業者で構成され、白色固形物に精通しているDとの契約が最適と判断される。」としている。

しかしながら、下水道から流出したと類推される白色固形物は、不定形ではあるものの、特徴のある異臭があり、そのサンプルも多数あることから、それを見極め判別することについて、特段の専門性は認められない。また、白色固形物を確認した場合の対応は、所等に電話報告をすることなどであるので、特記仕様書において適切な指示を行うことにより、D以外の業者でも対応可能となることから、これらのことを理由に特命を行っていることは適切でない。

所は、競争性を確保した契約を行われたい。

( 東部第一管理事務所 )

### 3 意見・要望事項

( 支 出 )

( 1 ) 経済性を考慮して工事を発注するよう検討すべきもの

流域下水道本部は、各処理場で発生する汚泥を焼却しており、汚泥焼却設備について、表9のとおり、改良工事及び補修工事を実施している。

ところで、本部は、資本的支出である改良工事と収益的支出である補修工事を、明確に区分して経理する必要があるためとして、改良工事と補修工事を別個の契約で実施している。

しかしながら、工事内容等を見ると、

多摩川上流処理場汚泥焼却設備補修工事と同改良工事

清瀬処理場汚泥焼却炉2号補修工事と同処理場汚泥焼却設備改良工事

北多摩一号処理場汚泥焼却設備補修工事と同改良工事

は、同じ処理場内における汚泥焼却設備についての改良工事と補修工事であり、また、工期が重なる部分もあることから、同一の契約で実施することが可能なものとなっている。

それぞれ一つの契約で実施した場合には、表10のとおり、共通仮設費(率分)と一般管理費(率分)について、設計金額約463万円を低減することができる。

本部は、経済性を考慮して工事を発注するよう検討されたい。

( 表 9 ) 汚泥焼却設備改良工事及び補修工事一覧

( 単位 : 円 )

処 理 場		契 約 日	工 期	契 約 金 額	工 事 概 要
多摩川上流 処理場	改良工事	平成 15.10. 1	平成 15.10. 2 ~ 平成 16. 3. 4	43,050,000	3号炉
	補修工事	平成 15.12.12	平成 15.12.15 ~ 平成 16. 3.17	48,090,000	2 ~ 4号炉
清瀬処理場	改良工事	平成 15. 9.26	平成 15. 9.29 ~ 平成 16. 3.15	120,225,000	3、4号炉
	補修工事	平成 15. 8. 4	平成 15. 8. 5 ~ 平成 15.10.30	40,740,000	2号炉
北多摩一号 処理場	改良工事	平成 15. 9.26	平成 15. 9.29 ~ 平成 16. 3.15	87,150,000	4号炉
	補修工事	平成 15.12. 5	平成 15.12. 8 ~ 平成 16. 2.20	47,985,000	1、4号炉

( 注 ) 受注はすべて同じ業者

(表10) 汚泥焼却設備改良工事及び補修工事

(単位:円)

処 理 場		現 状			同一工事で 実施(B)	差引(A-B)
		改良工事	補修工事	計(A)		
多摩川上流 処理場	共通仮設費	1,701,971	4,133,971	5,835,942	5,002,191	833,751
	一般管理費	2,228,344	4,551,063	6,779,407	6,602,837	176,570
	設 計 金 額	44,827,650	49,704,900	94,532,550	93,522,229	1,010,321
清瀬処理場	共通仮設費	5,045,685	3,557,429	8,603,114	7,183,831	1,419,283
	一般管理費	12,019,898	4,018,509	16,038,407	15,507,617	530,790
	設 計 金 額	124,635,000	45,262,350	169,897,350	167,947,276	1,950,074
北多摩一号 処理場	共通仮設費	4,428,552	3,273,932	7,702,484	6,423,026	1,279,458
	一般管理費	7,835,870	4,669,357	12,505,227	12,105,435	399,792
	設 計 金 額	89,993,400	49,612,500	139,605,900	137,926,650	1,679,250
合 計	共通仮設費	/		22,141,540	18,609,047	3,532,493
	一般管理費			35,323,041	34,215,889	1,107,152
	設 計 金 額			404,035,800	399,396,155	4,639,645

(注) 工事の積算基準については、平成15.10.1に一部改訂しており、表10は旧基準により算出した。

## 教 育 庁

### 1 実地監査期間

平成16年5月11日から同月25日まで(ただし、小笠原高等学校は平成16年6月8日)

### 2 指摘事項

(歳出)

(1) 各学校間にまたがる一括処理可能な契約事務について、効率的に行うべきもの

葛西工業高等学校外9校は、表1のとおり、A(所在地:大阪府八尾市)と、万能曲機(寸法:本体700×700×700mm、重量:430kg、付属品一式を含む。)をAの所在地から各高等学校まで運搬し、設置する委託契約を随意契約により締結している。

これらは、Aから、文部科学省を通じ、社団法人全国工業高等学校長協会に対し、工業教育設備の充実を目的として自社製品である万能曲機10台を寄付したいとの申し出があったことに伴い、学務部が臨時的に予算配付を行い、それぞれの学校ごとに契約したものである。

ところで、これらの契約について見たところ、10件の契約とも、表2のとおり、委託業務の内容は同じであり、ほぼ同時期に締結され、履行期限も同日であることから、分割して契約すべき特段の理由はなく、事務処理上、効率性を欠いていることが認められた。これらの10件の契約を一括して1件の委託業務とすれば、全体の予定価格が低減され、監査事務局の試算(4t車両3台で運搬するとして積算)では169万円程度を縮減することが可能となる。

部は、今後、各学校間にまたがる一括処理可能な契約事務について、効率的に行われたい。

(学務部)

(表1) 工業高等学校の運搬委託契約

(単位：円)

高等学校名	契約件名	予定価格	契約金額	契約月日	履行期限	納入日
葛西工業	寄贈品(万能曲機)の運搬委託	315,000	315,000	平成 16. 3.11	平成 16. 3.26	平成 16.3.17
工 芸	"	315,000	315,000	3.12	3.26	3.17
王子工業	"	315,000	315,000	3.17	3.26	3.17
蔵前工業	"	315,000	315,000	3.11	3.26	3.17
荒川工業	"	315,000	315,000	3.11	3.26	3.18
墨田工業	"	315,000	315,000	3.11	3.26	3.17
六郷工科	"	315,000	315,000	3.17	3.26	3.17
多摩工業	"	315,000	315,000	3.11	3.26	3.17
田無工業	"	315,000	315,000	3.10	3.26	3.17
府中工業	"	315,000	315,000	3.12	3.26	3.17
合 計		3,150,000	3,150,000			

(表2) 契約内容の内訳(請書の内訳)

品 名	規 格	数 量	金 額(円)
車 両 費	4 t車	1 台	105,000
付 帯	重量物据付設置作業費	1 式	100,000
諸 経 費	梱包・交通費・消耗品等	1 式	95,000
消 費 税	5 %		15,000
計			315,000

<別表> 監査実施箇所一覧

局名	本 庁	事 業 所
知 事 本 局	秘書部、政策部、企画調整部	
総 務 局	総務部、行政改革推進室、IT推進室、人事部、行政監察室、行政部、総合防災部、勤労部、法務部、統計部、人権部	職員研修所、小笠原支庁、公文書館
大 学 管 理 本 部	管理部	都立大学、都立科学技術大学、都立保健科学大学、都立短期大学
財 務 局	経理部、主計部、財産運用部、建築保全部	
主 税 局	総務部、税制部、課税部、資産税部、徴収部	千代田・中央・文京・台東・墨田・品川・渋谷・杉並・練馬・足立・葛飾・八王子各都税事務所、青梅・町田各都税支所、品川・足立・多摩各自動車税事務所
生 活 文 化 局	総務部、広報広聴部、都民生活部、消費生活部、私学部、文化振興部	東京ウィメンズプラザ、消費生活総合センター、計量検定所
都 市 整 備 局 【旧都市計画局】	総務部、都市づくり政策部、都市基盤部、都市防災部、市街地建築部	多摩建築指導事務所
都 市 整 備 局 【旧住宅局】	総務部、地域住宅部、民間住宅部、住宅経営部	東部・南部・北部各住宅建設事務所
環 境 局	総務部、都市地球環境部、環境改善部、自動車公害対策部、自然環境部、廃棄物対策部	環境科学研究所、多摩環境事務所、廃棄物埋立管理事務所
福 祉 保 健 局 【旧福祉局】	総務部、生活福祉部、高齢者部、子ども家庭部、障害福祉部、保険部	西多摩福祉事務所、東村山ナーシングホーム、東村山老人ホーム、老人医療センター、多摩老人医療センター、誠明学園、児童相談センター、北・立川・杉並・八王子・足立・多摩各児童相談所、心身障害者福祉センター、生活実習センター、武蔵野・青梅・八王子各福祉作業所

実地監査場所 局名	本 庁	事 業 所
福 祉 保 健 局 【 旧 健 康 局 】	総務部、医療政策部、医療サービス部、食品医薬品安全部、地域保健部	監察医務院、松沢・府中・青梅・板橋各看護専門学校、北療育医療センター、多摩療育園、府中療育センター、市場衛生検査所、健康安全研究センター、東部薬事衛生事務所、芝浦食肉衛生検査所、西多摩・町田・多摩立川・多摩府中・多摩小平各保健所
病 院 経 営 本 部	経営企画部、サービス推進部	広尾・大塚・駒込・豊島・荏原・墨東・府中・神経・清瀬小児・八王子小児・松沢・梅ヶ丘各病院
産 業 労 働 局	総務部、商工部、金融部、観光部、農林水産部、雇用就業部	産業技術研究所、農業振興・森林各事務所、農業・畜産・水産・林業各試験場、労働相談情報センター、大崎・八王子各事務所、品川・板橋・立川・亀戸・飯田橋・大田・江戸川・赤羽・足立・八王子・府中各技術専門校、東京障害者職業能力開発校
中 央 卸 売 市 場	管理部、事業部	築地・食肉・大田・淀橋・北足立・板橋・世田谷各市場
建 設 局	総務部、用地部、道路管理部、道路建設部、公園緑地部、河川部、市街地整備部、多摩ニュータウン事業部	土木技術研究所、第一・第三・第五・第七・西多摩・南多摩東部・北多摩北部・新交通各建設事務所、奥多摩出張所、多摩動物公園、井の頭自然文化園、東部公園緑地事務所、代々木公園・水元公園各管理事務所、西部公園緑地事務所、江東治水事務所、第一・第二各区画整理事務所、再開発事務所、多摩ニュータウン整備事務所
港 湾 局	総務部、港湾経営部、臨海開発部、港湾整備部、離島港湾部	東京港管理事務所、東京港防災事務所、東京港建設事務所、調布飛行場管理事務所
出 納 長 室	出納長室	

局名	本 庁	事 業 所
東 京 消 防 庁	総務部、人事部、警防部、防災部、救急部、予防部、指導広報部、装備部	第一・第二・第三・第四・第五・第六・第七・第八・第九・第十各消防方面本部、消防学校、消防科学研究所、丸の内・神田・芝・蒲田・矢口・渋谷・杉並・荻窪・池袋・志村・練馬・上野・千住・向島・江戸川・三鷹・昭島・小金井・清瀬・八王子各消防署
交 通 局	総務部、職員部、資産運用部、電車部、自動車部、車両電気部、建設工務部	研修所、荒川電車営業所、運輸指令所、新橋・巣鴨・市ヶ谷・都庁前・大門各駅務管理所、高島平・大島各乗務管理所、早稲田・巣鴨・北・南千住・江戸川（旧葛西・旧臨海）・深川各自動車営業所、大島・木場各車両検修場、電気指令管理所、浅草線・三田線・新宿線・大江戸線各電気管理所、大島・木場各保線管理所
水 道 局	総務部、職員部、経理部、営業部、浄水部、給水部、建設部 <多摩水道改革推進本部> 調整部、施設部	工業用水道事務所、水運用センター、水質センター、水道特別作業隊、水源管理事務所、村山山口・小河内各貯水池管理事務所、中央・東部第一・東部第二・西部・南部第一・南部第二・北部各支所、千代田・港・豊島・文京・台東・江東・墨田・江戸川南・江戸川北・荒川・足立東・足立西・葛飾・新宿・中野・杉並東・杉並西・大田南・大田北・品川・世田谷東・世田谷西・目黒・渋谷・練馬東・練馬西・板橋南・板橋北・北・赤羽各営業所、東村山・玉川・金町・朝霞・三園各浄水管理事務所、境・小作・砧・長沢・三郷各浄水場、東部・西部各建設事務所、多摩ニュータウン水道事務所
下 水 道 局	総務部、職員部、経理部、業務部、計画調整部、施設管理部、建設部	中部・北部第一・北部第二・東部第一・東部第二・西部第一・西部第二・南部各管理事務所、芝浦・三河島・中川・小台・有明・小菅・葛西・落合・新河岸各処理場、



実地監査場所 局名	本 庁	事 業 所
( 下 水 道 局 )	<流域下水道本部> 管理部、技術部	砂町・森ヶ崎各水処理センター、南部スラッジプラント、中部・南部・北部各建設事務所、北多摩一号・北多摩二号・多摩川上流・清瀬各処理場
教 育 庁	総務部、学務部、人事部、福利厚生部、指導部、生涯学習スポーツ部	多摩教育事務所、教職員研修センター、教育相談センター、中央図書館、戸山・新宿山吹・荻窪・練馬・田柄・杉並工業・文京・北園・桐ヶ丘・忍岡・竹台・足立・足立工業・葛飾野・南葛飾・小岩・篠崎・江東商業・第三商業・墨田工業・葛西工業・科学技術・南多摩・富士森・松が谷・南平・野津田・第二商業・町田工業・福生・秋留台・羽村・五日市・武蔵・武蔵野北・小金井北・小平・小平西・東村山・国分寺・清瀬・東村山西・田無工業・調布北・府中・府中東・国立・府中工業・小笠原各高等学校、大塚・葛飾・江東各ろう学校、石神井・南花畑・江戸川・小岩・白鷺・江東・七生・町田・羽村・小金井・しいの木各養護学校
警 視 庁	総務部、警務部、交通部、警備部、地域部、刑事部、生活安全部、組織犯罪対策部	中央・久松・三田・大崎・大森・玉川・目黒・渋谷・野方・荻窪・大塚・池袋・赤羽・練馬・石神井・西新井・竹の塚・城東・東村山・小岩・府中・小金井・田無・日野各警察署、府中・鮫洲・江東各運転免許試験場
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	
人事委員会事務局	任用公平部、試験室	
監 査 事 務 局	監査事務局	
地方労働委員会事務局	地方労働委員会事務局	
収用委員会事務局	収用委員会事務局	
議 会 局	管理部、議事部	